

京都土地家屋調査士会
会 報

京 都 土地家屋調査士

第143号 平成20年8月





土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目 次

1. 会長挨拶	会 長	安 井 和 男	2
2. 京都地方法務局長挨拶	京都地方法務局長	若 井 伸 一	4
3. 京都府知事挨拶	京都府知事	山 田 啓 二	5
4. 京都市長挨拶	京都市長	門 川 大 作	6
5. 役員挨拶	副 会 長	麻 畠 克 司	7
	副 会 長	信 吉 秀 起	8
	副 会 長	新 邦 夫	9
	副 会 長	大 西 淳	10
各部長挨拶	総務部長	上 口 武 志	12
	財務部長	池 谷 一 郎	13
	業務部長	宮 坂 雅 人	13
	研修部長	南 育 雄	14
	広報部長	藤 村 勉	15
	研究部長	平 塚 泉	16
6. 第60回定時総会		栗 井 紀 光	17
7. 日調連第65回定時総会		信 吉 秀 起	19
8. 近畿ブロック協議会第52回定例協議会		岩 鼻 良 久	20
9. 雑感〔野菜作りによせて〕	顧問弁護士	谷 口 忠 武	21
公会計改革について	京都産業大学経営学部教授・公認会計士	毛 利 隆 志	22
10. 街区基準点研修		梶 谷 誠	23
11. 第3回土地家屋調査士特別研修を終えて		上茶谷 拓 平	24
12. 京都産業大学寄付講座について		吉 見 博	25
13. 新人？研修を受けて		齋 藤 大 輔	26
14. 京都境界問題解決支援センター報告		若 林 智	27
15. 政治連盟 御挨拶と報告	政治連盟会長	田 中 牟	29
16. 協会の現状報告	公嘱協会理事長	渡 邊 正 平	31
17. 支部だより	みやこ北支部	森 本 隆	32
18. 若手勉強会活動紹介		山 腰 昇 士	33
19. ソフトボール大会のご案内			33
20. 会員異動			34
21. 新入会員紹介			38
22. 会議報告			39
23. 編集後記	広 報 部	山 腰 昇 士	46



ごあいさつ

京都土地家屋調査士会会長 安井 和 男

盛夏の候、大変暑い日が続きますが、会員の皆さま方にはお変わりなく、ご健康でお過ごしのこととお慶び申し上げます。

過日、第60回定時総会を無事終え、お陰様で20年度のスタートを無事切ることが出来ました。ここにその御支持と御理解に感謝を申し上げますと共に、本年度も今まで同様、御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

今、土地家屋調査士業界は規制改革、司法制度改革やIT国家を目指す政府方針により大きく変化を続けて来ております。

全国的に調査士の受験者数が減少傾向にあり、この現象を危惧する声も聞いておりますが、その事が調査士業界の存続に関わる大問題になるとは私自身は思っておりません。多少の心配は隠し得ませんが、決して数の大小で将来を図る必要はなく、受験者が少なからうと、レベルの高い人材を求め、資質の向上を図って、優秀な調査士が多数育成されることのほうが最も望ましいことだと考えております。

京都市の会員数の推移につきましては、全国的に減少の傾向ながらも、退会される方は増加傾向にあって、それにも増して入会者が増加していることから、一時280名台に落ち込みましたが、現在は300名を超える会員数となっており、過去最高の規模と

なったことに大きな喜びを感じております。

一方、IT国家を目指す政府方針におけるオンライン申請の目標設定の協力について、法務省は20年度甲号事件について10%を達成したいとの協力依頼を連合会を通して各単会にも通知されてきました。アクロバットの導入や環境設定等、結構難解なこともあって腰を上げにくい感は否めませんが、是非挑戦して頂きたいと思っております。

協力をする、しない、は会員一人一人の思いはあると思いますが、私自身は組織的判断として、前進あるのみと判断致しております。

既に日調連、近プロ、京都市でも『オンライン普及促進PT』を立ち上げました。一刻も早く普及できるよう具体的方策を立て、進めて参りますので、御理解頂き取り組んで頂きますようお願い致します。

法務省 : オンライン申請10%を目指してもらえないか？

調査士会 : やって見せます10%超え。

決して重荷に考えず、近い将来を見越して、自己のために会員一人一人の前向きな意気込みに期待を致します。

さて、昨年に新会館と境界問題相談センターが立ち上がり、19年度は運用の一年でありました。お陰

様を持ちまして、新会館は会議室、研修会場としてフルに利用され、又公嘱協会との共用で合理的運用が叶えられております。

又、境界問題の相談センターとして相談室、調停室にも活用され、府民、市民の為の公益性にも大きく寄与させて頂いております。

今では、会館建設の苦労など何処吹く風で、新会館が存在している事が全ての事業を執行する上において、大きな役割を担っており、大変喜ばしい事だと思っております。

大きな事業は昨年度までで大体執行出来、一応の地盤固めは完了出来たかなの思いであります。

20年度の事業は、事業方針大綱に述べておりますが、大きな事項と致しまして二つ掲げさせていただきます。一つ目は『京都境界問題解決支援センター』の法務大臣認証を取得する事です。この事は国民への安心、安全、信用を提供する為、絶対に取得せねばならないことと確信致しております。

二つ目は、一昨年国際地籍シンポジウムin Kyotoにおいて採択された『地籍・地図・境界のあした』をスローガンとした『京都地籍宣言』を具体的に推進させて行く事です。

遅々として進まない地籍調査。京都・大阪は進捗率がワーストワンツであります。公共事業の利便性や府民の財産の権利を明確にする為、大きな大きな前進が必要です。その為にしっかりと制度啓蒙をさせて行かねばなりません。行政や府民に必要性を理解頂く為、産官学が連携をして仮称『地籍シンポジウムinきょうと』を京都会が主催者（日調連協賛）として実施して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力を宜しく御願い致します。

又、多くの来賓を招いて行った定時総会懇親会、

門川京都市長、麻生京都府副知事、藤田近財局京都事務所長、二の湯参議院議員、西田参議院議員、村田京都産業大学教授、府会・京都市会議員、自由業団体11会会長等多くの来賓の前で、境界問題で悩んでおられる市府民がおられましたら、是非、土地家屋調査士会の境界問題センターへご紹介賜りますようお願い申し上げます。又、地籍調査事業における『地籍と地図と境界』の大切さを行政や府民にアピールしていきたい。その為の一手段として地籍シンポジウムを本年度に開催することへの御理解と御協力を呼びかけ、有意義な内に閉幕させて頂きました。

土地家屋調査士制度と京都会の充実発展を願い、本年度もみんなで頑張って参りましょう。

本稿結びにあたり、会員の皆様には、何かとお忙しい事とは存じますが、本年も昨年までと同様、京都会会務執行にご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申しあげ挨拶とさせていただきます。





着任のごあいさつ

京都地方法務局長 若 井 伸 一

4月1日付けの人事異動により、長野地方法務局から着任いたしました。

会員の皆様方には、平素より法務局の円滑な業務運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、深く御礼申し上げます。

さて、我が国は、社会、経済、行政のあらゆる分野において聖域無き構造改革が進められております。

平成18年6月2日に公布・施行された「行政改革推進法」は、公務員の予算及び定員抑制を法律で定めるものであり、法務局を取り巻く情勢はますます厳しくなっております。しかし、このような厳しい状況においても、国民の皆様の法務行政に対する期待、とりわけ表示登記制度の充実に向けての取組や地図の整備等に対する期待はますます大きくなっております。

平成18年に運用が開始された筆界特定制度は、当初から全国の登記所において予想をはるかに上回る出件があり、当局においては4月末日までに190件333筆界の申請がされ、その事件処理に関しては、会員の皆様方に変御尽力をいただいております。

筆界に関する専門的知識を有する会員の皆様方には、筆界調査委員として、また、筆界特定の申請代理人として、今後とも大いに活躍していただけるものと期待しております。

また、民間紛争解決手続の代理に関する規定の整備により、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定した団体が行うものについて、弁護士と共同受任を条件に代理ができることとされました。

昨年4月からはいわゆるADR法が施行されておりますので、民間紛争解決手続の代理業務の分野においても、その専門的知識を最大限に活用していただき、国民生活の安定及び利便性の向上に大きく寄

与されることを期待しています。

ところで、平成17年3月から施行された新不動産登記法では、インターネットを利用したオンライン申請の手続が導入され、現在、当局の全ての庁がオンライン庁として稼働しております。オンライン申請については、IT戦略本部が2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成するとされたことを受けて、不動産登記についても、オンライン申請の利用率を高めることは喫緊の課題となっておりますので、今後とも同制度の利用促進につきまして、特段の御理解と御協力を御願いたします。

また、地図整備につきましては、平成15年6月、内閣の都市再生本部から示された「民活と各省連携による地積整備の推進」（いわゆる平成地積整備）の方針に基づき、法務省においても、都市部の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を積極的に推進することとしており、当局においては、一昨年度当該作業を京都市北区紫野地区で実施し、完了させることができました。これもひとえに皆様方の御努力の賜であり、改めてお礼を申し上げます。

このように、表示登記制度の充実や地図の整備等において、表示登記の専門家である皆様方に対する社会的要請と期待が今後一層高まるものと考えております。

法務局においては、登記情報システムの再構築や地図情報システムの導入のほか、いわゆる公共サービス改革法に基づく乙号事務の包括的民間委託の実施など、規模の大きな様々な施策を着実に実施していく必要があります。そのために職員一丸となって邁進してまいりますので、会員の皆様方のご支援の程、よろしく御願いたします。

最後に、京都土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念申し上げまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。



京都府・市町村共同による 統合型GISの取組について

京都府知事 山 田 啓 二

京都府と府内市町村では、平成16年度から業務支援システム共同開発事業として、統合型GIS、電子申請システム、公共施設案内予約システム、文書管理システム等の共同開発を行い、統合型GISにつきましては今年の2月に全面運用を開始しました。

日常の業務で地図を活用するものは多く、また地図は視覚的で分かりやすいことから、地図情報を管理する統合型GISの必要性については誰もが認めるところですが、なかなか整備が進まなかったり、整備されても十分には活用されていない実態があります。こうした状況を生み出している原因をつぶさに調査した結果、以下の3点について留意する必要がありますと考えました。

- ①信頼できる地図データの整備
- ②低コストの地図データの整備
- ③実務に即したシステムの整備

①の信頼性については、統合型GISが整備されても現場ではすぐに業務で利用できるわけではなく、多大な労力をかけて電子地図上にデータを入力し、継続して管理しなければなりません。現場が信頼できる電子地図上にデータを整備したいと考えるのは当然のことですので、国土地理院の精度認定を受け、法定図書としても利用できる電子地図データを整備することとしました。

②の低コストについては、京都府内全域を対象に電子地図データを整備した場合の経費を見積もったところ 10 億円を超えることが判明し、整備事業は暗礁に乗り上げていました。この状況を打開するために京都府と各市町村が既に整備している砂防基盤図、都市計画基本図等の地図データを持ち寄って検証してみたところ、大幅な修正は必要ではあるものの大半がデジタル化されていたことから、全く新規に整備しなければならない範囲はごくわずかであることが判明しました。実際の整備では、平成 17 年度に不順な天候に苦しめられながらも府内全域を対象に高精細な航空写真を撮影し、平成 18 年度に当初見積りの 10 分の 1 程度の経費で法定図書として

も利用できるベースマップ（電子地図データ）を整備することができました。

③のシステムについては、漠然と業務に役立つだろうという目測だけで多額の資金を投入しても、実際に業務の効率化、改革に役立たなければ無駄な投資となりますので、業務にいかに関活用できるかを綿密に調査した上で整備しました。平成19年4月に本運用を開始した職員向けのGISでは、京都府・市町村の職員端末から住宅地図を利用できるようにするとともに、個別業務システムとの連携インターフェースを提供することにより、防災、税、道路管理、河川管理、森林管理等、様々な業務で利用されています。また、今年の2月に運用を開始した府民向けのGISは、府民の皆様には避難所、救急医療機関、公共施設、文化財建造物、史跡名勝天然記念物、世界文化遺産、クマ目撃情報等、府民の生活に役立つ情報や安心・安全に関する情報を京都府ホームページ等からご覧いただくことができます。

京都府内では平成16年度に台風23号による甚大な被害を受けており、非常時における現地・現場からの情報収集手段確保の必要性を痛感しており、平時から日常業務に利用され、万が一の場合には実際に役立つシステムとなるようケータイGIS（GPS機能付き携帯電話で撮影した写真をメール送信し、統合型GISの地図上に登録するシステム）を整備しました。現在、不法投棄対策や道路管理においてケータイGISの運用を行っていき、今後はさらに活用業務を増やしていくこととしています。

他にもパソコンで管理している道路施設等の台帳データと統合型GISが相互連携する台帳管理システムや連携インターフェースを用いた個別業務システムの利用が各業務で進められているなど、今後も統合型GISを活用した業務改革や府民サービスの向上を一層推進していきたいと考えています。

統合型GIS（府民向け）

<http://g-kyoto.pref.kyoto.lg.jp/gis/usher.asp>



ごあいさつ

京都市長 門 川 大 作

「一生懸命」という言葉があります。本来は「一所懸命」であり、中世日本において武士たちが自分の土地を、その一所に命をかけて守り抜いたことが語源です。悠久の時を経ても、自分たちの土地や家に対する人々の思いは変わりなく、そのかけがえない思いをいっしょうけんめいに支えておられます京都土地家屋調査士会の皆様の貴重な御活動に、心から敬意を表します。

皆様の御活動なくして適正な運用はあり得ない不動産表示登記制度は、土地や建物の姿・かたち・権利関係の変化を的確に公示し、国民の生活や社会の経済活動を円滑に進めるだけでなく、地方公共団体にとっても、まちづくりの基礎情報を得るうえで、大変重要であります。

近年、不動産登記に関連する法令等が改正され、中でも新たに創設された筆界特定制度については、多くの方々が利用されており、そうした中で皆様の社会的役割とそれに寄せる人々の期待は、ますます高まっております。貴会の皆様には、京都市民の権利と財産を守るために、より一層お力を発揮いただきますようお願い申し上げます。

また、地籍調査については、50年、100年先の都市基盤を見据えた事業であり、その重要性が認識されながらも、実施には長期にわたり多くの予算、人員の確保が必要になることから、全国平均で50%弱、都市部においては、20%弱の実施状況となっております。京都市は、歴史が古く大きな戦災に遭わなかったことから、土地の形状や権利関係がより複雑であり、地籍調査事業の進捗は全国的に見ても低位

な状況にあります。現在、土地区画整理事業等の測量成果を利用できる大臣指定制度を活用することとしておりますが、今後、本市の道路明示業務等のノウハウと成果を生かせるような効率的な手法を研究・検討して参りたいと考えております。

さて、京都市では、これまで地下鉄延伸に合わせて進めてきた西部地域の玄関口となる再開発施設「サンサ右京」や、「嵐電天神川駅」の開設、宝が池公園「子どもの楽園」のリニューアルオープン、国道162号川東第一工区の供用開始を、本年3月に実現しました。また6月には、阪神高速8号京都線稲荷山トンネルの供用が開始し、これからの京都の活力を創出する都市基盤整備を、確実に推進して参りました。

こうした事業を円滑に進めることができましたのも、貴会の皆様の誠に心強い御尽力と御協力の賜であり、改めまして深く感謝致します。

私は、今後とも「スピード」、「パワー」、「ハート」を市政運営の信条に、市民の皆様と手を携え、共に汗する「共汗」により、京都の将来を支える都市基盤の整備にしっかり取り組み、魅力と個性溢れる京都のまちづくりに邁進して参る決意です。一所懸命に取り組みますので、皆様のより一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、京都土地家屋調査士会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念申し上げます。



ご挨拶

副会長 麻 昌 克 司

平成19年度は、前期に引き続き業務多忙な年度でありました。次から次へと案件が堆積し、処理に追われる日々を過ごしてまいりました。しかし、良きメンバーと会員の皆様方のご支援・ご協力に助けられ、何とか事業を処理する事が出来ました。本当にありがとうございました。

この辺で一息つきたいところですが、平成20年度は、会長の大綱の中にも述べられています様に、地籍シンポの開催と言う大きな課題があります。

地籍調査の実施が進まないのは何故か？ 国の方針・道筋が決まっていますが、各市町村の様々な事情、また、実施する各市町村の皆様方が面倒な筆界の確認と言う作業に積極的に取り組めない事情は、私たち土地家屋調査士が、日々行っている筆界の立会業務を考えればよく理解できるものです。しかし、将来に亘りこの状態が続くとも思えず、いつかは実施しなければならないものと考えております。となれば、筆界に関与する機会が多い、我々土地家屋調査士が提案する事は大変意義のあることと考えます。関係する官公署・団体等の皆様方と、筆界の重要性・地籍の重要性を共に考え、共通の認識が出来れば、地籍調査実施への足がかりが出来るのではないかと考えます。先の道程は長いと思いますが、第一歩とし本年度はこの地籍シンポを重点的に進めてまいりたいと考えています。また、これを機会に各関係官公署との意見交換を深め、土地家屋調査士としてこの地籍調査にどのような協力出来るのかを含め地籍調査の実施等の調査・研究を進めて行き、会員の皆様方と共に理解を深めて行きたいと考えて

おりますので、何卒ご協力・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「京都境界問題解決支援センター」はオープンから一年が経過し、順調に事案の処理はされています。しかし、まだ広く知られ利用されているものではありません。今年度は、利用される方が安心して利用していただけるように広報活動・認証取得を重点的に進めて行きたいと考えております。また、筆界特定制度との関係をも深め、利用者の立場になって境界問題の解決を行えるよう専門分野の知識だけではなく、他の分野の研究及び研修の実施を行い、対外的にも対内的にも充実が図っていければと考えております。

最後に、オンライン申請という課題があります。これについては平成19年度では、乙号の申請の研修を行ったものであり、会員の皆様方のオンラインの環境は整っているのではないかと推測するものがあります。今年度は、甲号のオンライン申請の実施に向け研修会等の実施を考えております。まだ表示登記の分野では利点が見出せない状況ではありますが、いずれはオンライン申請が到来するものと思います。来るべきオンライン申請到来の日に向け、早めの対応を考えておりますので、会員の皆様方におかれましては、ご理解・ご協力を賜り、研修会等の積極的な参加をお願い申し上げます。



ごあいさつ

副会長 信 吉 秀 起

研修部、研究部の担当副会長をさせていただいております信吉秀起です。

各部長、部員の皆様、そして会員の皆様には、御指導・御鞭撻にあずかりありがとうございます。皆様の御協力で何とか務めさせていただいておりますことを心から感謝致しております。

又、新会館での研修会の開催により、会場経費の削減ができたこと、又研修資料をEメール配信し、会員の皆様にプリントアウトしていただくことで、事務局の印刷事務の削減と経費削減ができたことは、大変喜ばしいことであり、ここに御報告と御協力への感謝の意をお伝えさせていただきます。

今年も、引き続き研修部と研究部の担当をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

研修部は、オンライン申請・規則93条の調査報告書・規則77条の地積測量図の作成、筆界特定代理業務、ADR代理業務等の業務研修はもとより、法

学研修、測量研修、倫理研修等量的にも質的にもより高いものが要求されてきております。研修部としては、今後とも質の高い研修を予定しております。

積極的に研修に参加し、自分自身の力にしていこうではありませんか。

又、研究部は、社会の変化を敏感に受け止め、地域慣習の研究・歴史的資料の研究のみならず、土地家屋調査士の社会的役割・将来性について研究し、

土地家屋調査士ひとりひとりが、社会貢献し、夢をもって法律関連専門職能を、活かせるようこれからも皆様と共に考えていきます。皆様のより一層の御協力を何卒よろしくお願い致します。

京都境界問題解決支援センターも開設一年を経過し、調停成立を始め着々と成果をあげております。私達が、社会に貢献できる場として、より有効に運営されることを望んでおります。

今、私達土地家屋調査士には、より高度で専門的なものが要求されております。このことは、社会から必要不可欠であるとお墨付きをいただいた事と確信しております。したがってチャンスでもあります。しかしながら、努力なくしてこのチャンスを手に入れることは、決してあり得ません。土地家屋調査士として何ができるかをしっかりと見つめていこうではありませんか。

まだまだ未熟者の私ではありますが、皆様と共に社会の要求に応え、信頼され、必要とされる土地家屋調査士の集団としての京都土地家屋調査士会を築いていけるよう、精一杯努力させていただく所存であります。

皆様には、今後共御協力の程、何卒よろしくお願い致します。



ご 挨拶

副会長 新 邦 夫

第60回定時総会が無事終了し、新しい年度がスタートを切りました。

広報部を担当させていただきましたが、初めての部署でなれないことも多く、ベテランの部長、理事、部員各位には、大変お世話になりました。

京都産業大学・同志社大学の寄付講座を担当頂いた講師の先生方には、お忙しい中、大役をお引き受け頂き本当にありがとうございました。

また、各支部長さんには、日頃より支部広報活動をお世話になっておりますが、予算の関係もあり、十分な補助金を出せておりません。今年度は出来る限り、御要望にお答えしたいと、私自身は思っておりますので、何卒ご協力をお願い致します。



年々事件数が減り、私自身も過去に経験したことのないような、厳しい状況が現実に来ております。

昔は、会議が終われば、皆で飲み会へ、そして東へと、それも度々！それが今では、たまに居酒屋にいつてくだを巻いて終わっております。それも安く長く、店と同伴者の迷惑を省みず。好きなお酒も、以前に比べれば減ったと思うのですが、持病の

痛風は相変わらず、ストレスのせいかなあ、皆様はどうされてますか。

とにもかくにも、いつかはよくなることを信じて、自己研鑽に努めていきましょう。

最後にお願ひです。メール・ホームページ等で、情報伝達が出来るようになり、会報発行も年2回、以前に比べれば少なくともはなったのですが、毎回原稿集めに、広報部は四苦八苦しております。（私自身も人の事は言えませんが、いつも最終にすみません。）

仕事が年々難しくなり、時間を取られるとは思いますが、原稿依頼をお願いした時、していなくても内容は問いません、情報提供を！

残り1年頑張って乗り越えたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。





リテラシーの構築

「知識や技能を組み合わせて使いこなす力」

副会長 大 西 淳

5月23日に定時総会を終え、20年度がスタートしました。法改正等の一連の流れも落ち着き、実務の中でいかに活かしていくかがこれからの課題だと思います。その実践に向け、研修部を初め各部一団となって取り組んでいきますので、会員の皆さんには積極的に参画して下さいますようお願いします。

ところで今、巷では秋葉原で起きた無差別殺人事件の報道が毎日のようにされています。こういった事件がここ数年テレビ、新聞紙上にぎわっています。理由があって、他人を殺傷するのではなく、誰でもよいので、とにかく殺したいとの事のようにあります。何故このような事件が多くおきてきたのでしょうか。その一つに他人とのかかわり方やコミュニケーションの仕方が上手く出来ない事が上げられるのではないのでしょうか。

一人っ子や兄弟の小人数化、核家族化による会話時間の減少、コンピュータの普及による情報の多様化と選別能力の不足、携帯電話の所有の低年齢化による幼少からの対人関係の希薄化といったものがその原因にあげられると思います。

私達の仕事とは一見無関係に思われるこれらの事件も殺人といった大事件ではありませんが依頼者や隣接所有者への説明不足、言葉の行き違いを原因とするトラブルが多くなってきているように思います。

もちろん、社会の一員として活動している我々は仕事とは関係がないからと言うことで無関心になるのではなく、資格者として社会をリードしていくくらの気概を持ちたいものです。

私達はその大半が個人事業主であるため、所謂、企業理念や社是といったものを掲げていませんが、一人の経営者として仕事と直結しなくても社会貢献を積極的に考え、これからの日本が本当に安心して住める国にしていかなければなりません。

とりわけ、小・中学校、高校のお子さんがおいでになる会員の方は子どもとのコミュニケーションをはかり、学校の行事や地域でのボランティア活動に積極的に参加される事が結果的にはこれらの事件を未然に防ぎ、将来を担う子供たちの健全な育成に繋がっていくと思います。

さて、表題のリテラシーということですが、従来は「識字力」という意味で使われていたようですが、現在はより高度化・細分化され、「自らの知識と潜在力を高め、社会に参画・貢献するために、情報にアクセス・管理・統合し、評価する力」と定義されているそうです。

今子どもたちに求められているものは子どもたちがまわりの人々や、家庭・地域・学校などにおいて、よい関係を築いたり自分の力を活かしていくことが

目標になっています。これまでの学習が「知識を詰め込む」であったのに対し、知識と技能をフルに活用し、相互作用的な理解・活用能力をつけることが重要となってきたようです。このことは私たち土地家屋調査士にも当てはまる事だと思います。

事業年度当初の会報に暗い話や説教じみた内容ばかりではいけませんので、私が最近読んだり聞いたりの日本のトップ企業の代表者が挙げている成功の条件（成功の定義はこれだというものはありませんが・・・）や考え方を少しご紹介して終わりたいと思います。（カンブリア宮殿より）

親を(先祖)大事にしよう。親を大事に出来ないような人は成功しない

優秀な上司は部下に発見の喜びを教えるがダメな上司はそれを失わせる。

会議では意見をどんどん言おう、そうでない人は会議室に入らないようにしよう

この商品（サービス）は消費者のためになっているのか。消費者が求めるコンセプトにこの商品（サービス）は本当に合っているのか。それが判断の絶対基準となる。

周りを協力させる事と周りの協力を得る事は決定的に違い、協力を得るには誰よりも努力する事であり、見えない努力をしているものには必ず協力者が現れる。

一つの物事をやった人と考えていたんだという人とは違う。物事をやり遂げていくことは労力を要し、それをやった人にしかわからない。チャンスが来た時、私にはまだ早いとか今はそのタイミングじゃないと思った瞬間にチャンスはどんどんと逃げていくものである。



各部長挨拶



総務部活動報告

総務部長

上 口 武 志

平成20年度を迎えて、節目の第60回定時総会も多くの会員の皆様のご出席、ご協力を頂きまして無事滞りなく終えさせて頂く事が出来ました事を、この場をお借りして総会運営担当の総務部を代表してあらためて御礼を申し上げます。

安井会長の下、本年度も総務部一丸となって他の部の皆さんとも協力しながら会務にあたって行きたいと思いますので会員の皆様にはご協力の程宜しくお願い申し上げます。

さて総務部の現在の活動状況を報告させて頂きたいと思います、総務部はその事業が

多岐に渡っており、又他の部とも関連した部分もあり細かく申し上げる事は出来ませんがその中で会機構、組織に関する事項として、平成21年度の事務局職員定年退職に対応すべく平成20年度早期の職員増員に向けて検討を進めてまいりましたが、いよいよ具体的に募集、面接（6月中予定）をする事となりました。

予定通り進めば7月には来て頂く事になるかと思っています。（暫くは試用期間有り）

何名の方が応募してこられるのか分かりませんが、その方々の中から一名の方を採用させて頂く事となるわけですが、京都会事務局にとって有用な人

材を採用する事が出来ればと、面接を担当する者の一人としてその責任の重さを痛感している次第です。

次に、諸規則の整備につきまして「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程」を日調連同規程改正モデルに順じて改正させて頂いたところではありますが、次の至急の課題として現在の「職員就業規程」について現行の関係法令との整合性がについて見直し検討を進めているところであります。

次に「土地家屋調査士登録事務処理業務」についてでありますが入会面接の件数も昨年度に引き続き活発な動きを見せており、この4月以降も毎月二名前後の面接を実施しています。

会員数も個人会員は300名を超えており、調査士法人については5法人となっております。

次に「情報公開」に関係してであります、一般市民の方より情報公開（旧報酬額運用基準について）の要望があり、その要望に対応させて頂いております

最後に渉外関係について、今年度は「京都自由業団体懇話会」の当番会となっております

8月末の開催予定に向けて現在準備を進めています。

以上大まかな活動報告となりましたが、総務部として今後とも頑張って活動してまいりたいと考えておりますので重ねて皆様のご支援ご協力の程お願い申し上げます。



ごあいさつ

財務部長

池 谷 一 郎

前年度から引き続きまして財務部長をおおせつかります池谷一郎でございます。今年度も前年度同様よろしくお願い申し上げます。

会員の皆様のご理解ご協力により、前年度は大過なく財務部として会務を遂行することができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度は、京都境界問題解決支援センターの認証取得を大きな目標に、地籍シンポジウム開催や継続した研修、そして大学寄付講座等、国民から信頼される社会に貢献できる団体となるべく事業が行われる予定ですが、財務部として費用対効果等しっかりと財務運営を行なっていきます。

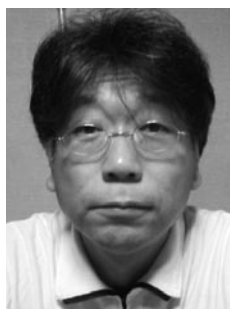
また、会員の皆様方には、もっと研修や事業等に参加頂いた上で、様々なご意見・ご要望を頂くことが、よりよい京都会を作り、そして信頼される土地家屋調査士にしていくことへの理想であると考えます。

皆様方のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

さて、財務部はご承知の通り厚生事業も担当しておりますが、今年度も様々な厚生事業を行ないます。

恒例の親睦旅行は、少し研修色（業務的なことにとらわれず）を出したものにしたいと考えております。とはいえいつも言っておりますが、親睦旅行は、様々な情報交換や意見交換の場として会員相互の親睦が第一で、気軽に骨休みしながら知識が蓄えるという感覚で参加して頂ければと思っております。

今年度も財務運営と厚生事業を柱として会務の一助になるよう部員一同頑張りますので、会員の皆様方のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



ごあいさつ

業務部長

宮 坂 雅 人

業務部の「活動報告」についての会報依頼を受けたのですが、先日行われた総会資料にあるように今年度も事業は目白押しの状態です。前年度に引き続き「都市再生街区基準点」を活用できるような基盤整備、これには市町の対応が無ければ出来ないことから、業務部だけではなく様々な方面からの助力を得て行っている最中であります。はっきりいってしんどい状況なのですが、角度を変えて見ると、これは各市町に対して調査士制度そのものを理解していただく良い機会でもあります。日頃我々がどのような職務を行っているのか、これを機会に各市町にも認識を新たにしてもらえれば良いのではないかと考えております。オンラインについても似たような面があります。税理士や司法書士などは既にオンラインでの申請を行っており世間にも周知されつつあります。オンライン申請それだけを取れば我々調査士は面倒くささが先に立ち敬遠しがちです。例えば今携帯電話でメールをしていない方はほとんど居られないのでは無いでしょうか？先輩方も家族の方からのメールぐらいいはされておられると思います。10年前からされてましたか？5年前ではどうでしょう？始めは「そんなことまでして・・・」と思っていたものが、年々当たり前に変化してくる、また社会や環境がそのように変化してくる。我々はそんな時代に居るのだなと実感してます。否定することは簡単でしょうが、受け無くてはいけない部分は積極的に取り組んでいく。そうでなければ京都会の会員の皆さん全体に迷惑がかかってしまうことになります。業務部としては正に「魁」となる精神を持って取り組むべきであると考えています。またそういった問題を本会執行部全体として、各部との連携を取りながら進めるのが理想であると考え、業務部という一つのカテゴリーに囚われることなく広く活動していくべきであるとの認識に基づき、各部との連携を取っていくことが重要であると思います。最後に、法改正以来年々厳しく変化していく周囲の状況に戸惑いながら、日々の業務をこなしておられる会員さんには何かとご負担を強いている状況であるとは理解していますが、何卒御理解を頂き、今後も御協力いただけますよう御願いたします。



平成19年度活動報告 並びに平成20年度活 動報告・計画

研修部長

南 育 雄

日頃は、研修部の活動についてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

19年度は研修部長を拝命して一年目ということで、私自身は手探りの状態でしたが、信吉副会長、研修部の皆さんや多くの会員の皆様に支えられて研修事業を進めることができ本当に感謝しています。

さて、19年度の活動報告としては、第一に会員の皆さんが、どんな研修を望んでいるのかを知るためにアンケート調査を実施しました。結果、法学に関して多くの要望があった「所有権確認訴訟・境界確定訴訟」についての研修や、筆界確認の際に問題となる隣接者との関係を含め「土地家屋調査士の業務遂行上の問題点」と題した研修を宮本幸裕先生にいただきました。

測量研修に関しては、街区基準点の本格運用が迫る中、街区基準点・基準点測量等の要望が多くありましたが、講師の先生との日程調整ができず開催できませんでした。

他には、京都会の新入会員研修会、日調連のADR特別研修の協力、近プロの新人研修会、業務部、研究部、土地境界鑑定委員会と連携した研修を実施しました。

また、研修資料（レジュメ）に関しても、皆さんのご協力で事務局の負担の軽減や特に費用の削減になりました事をお大変感謝しております。

また、研修ライブラリーの運営として、平成17、18年度の法学研修（民法・民訴・憲法等）をDVDにし、研修資料を整理して事務局に備え、貸し出しをしました。

（会員には、メール・ファックスで通知し、調査士会のホームページの「会員専用ページ」に掲載しま

した。）以上、19年度の主な活動報告です。

20年度の活動報告・計画としては、この原稿を書いた時点（5月末）では、すでに第1回の法学研修会（5/17）「調査士版、行列のできる法律相談所」と題し、皆さんからいただいた質問を基にした研修は終了しています。

今後の予定としては、第1回測量研修会（6/7）基準点測量等の基礎、第2回法学研修会（7/12）民事保全法・民事訴訟法・民事執行法の研修、第2回測量研修会（8/23）、第3回法学研修会（9月中）を予定しています。

今後、法学研修は2ヶ月に1回ぐらいをめどに実施する予定です。

また、11月22日（土）『土地境界紛争処理のための取得時効制度概説』の著者、馬淵良一先生（岐阜会）の研修会や、日程・内容は未定ですが、北部（福知山）での研修会を実施する予定です。（講師の宮本先生の承諾を得ています。）

なお、本年度も、各部・各委員会と連携した研修会やADR特別研修の実施を予定していますが、その中でも『地籍シンポジウム I N 京都』（仮称）の開催が予定されていますので、ご協力よろしく願います。

その他、『土地家屋調査士CPD（継続教育）制度』に対する対応（10月開始予定）があります、日調連の考えでは、努力する者が報われ、かつ調査士の社会的評価を得るための制度であり、研修1時間を1ポイント、年間20ポイント、5年間で100ポイントを目標とするものです。調査士法25条の研修の努力義務をよりいっそう進めるものとなりますし、研修ライブラリーにつきましては、前年度に引き続き法学研修等をDVDにして皆さんに活用していただけるようにしたいと思います。以上20年度の主な活動報告・計画です。

今年度も引き続き本会並びに研修部の事業にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。



ごあいさつ

広報部長

藤 村 勉

4月7日より始まった京都産業大学寄付講座も全14回の講義を修了しました。一昨年度に大阪会より引き継ぎ、昨年は大阪会会員の応援もありましたが、今年は京都会会員で全講義を担当する予定でしたが、今後の活動も考え、滋賀会・兵庫会より各1名に参加いただき計7名で担当することになりました。

受講する学生は昨年より少し減り約300名が登録。毎回約250名が出席し、講師は実務の話などを交えて不動産の登記と土地家屋調査士について90分間の授業を行います。教室はとても広く約700名が受講できる講堂です。私もガイダンスに教壇に上がりました。総会で100名ほどの会員を前にお話することは何度かありますが、300人を超え、広い教室ではどこをどう見て話しをしてよいやら少し戸惑いましたが、話しているうちには先生の気分になり用意したスライドと原稿を一生懸命読んでいました。慣れた人にはゆとりがあり余談もできるのでしょうが私は原稿を追っかけることで頭いっぱい。うまく話の内容が学生達に伝わったかどうかは判りませんが、でも話終えたあとはちょっといい気分でした。

今年は同志社大学でも同様の講座を開設することができ、大阪会が担当しています。京都会からも2名の講師が授業を担当しました。土地家屋調査士が講義をする寄付講座は今後近畿ブロックの事業とし

てこれから関西のいくつかの大学でも行えるよう各府県会から講師を派遣出来るよう取り組んでいきます。京都は大学も多く京都会の皆さんにはいくつかの学校を受け持ってもらうことになることでしょう。今年は終わってしまいましたが来年もありますので一度見学にきてください。

京都の気質なのでしょうか、個人個人でお話するとても情熱的ですがこの内容をおねがいするととても謙虚になり丁寧に断られます。未来ある若者たちに仕事のおもしろさを伝え、我が職のやりがいをお話し、また自分の能力向上にも繋る（と思います）この機会を情熱ある先生方には是非お願いします。

ところで、昨年開設したホームページの掲示板もあまり会員からの意見がありません。技術の向上、知識習得と利用価値はあります。普段の疑問や新しい試みを会員同士情報共有してください。パスワードはpassword@chosashi-kyoto.or.jpへメールをおくって取得してください。活発な掲示板になることを希望しています。





地域慣習調査委員会 に携わって

研究部長

平 塚 泉

調査士法25条2項に伴う研修義務化の地域慣習の大切さは連合会からの全国の調査報告要請を待つまでも無く、調査士なら感じていることと思います。

京都の都市部は幸にも西陣と馬町以外は大きな戦災に会わずに現在に至っています。そこで、個人的な所有で台帳や地図関係が多く残っている時があり驚きます。

以前、表具屋さんの倉庫に土地台帳がどっさり積まれてあったので質問したことを覚えています。

（表具屋さんは和紙として需要があるから昔から良く集めているとの返答でした）。そこで地図に関する資料の流失はこんなところにもあるのかなと変に考えました。

最近公文書管理についての新聞記事を多々目にいたします。その契機となったのは年金記録問題の資料の散逸からであります。

実は国は厳格な公文書の管理、保存規定を持っているはずなのに、各部署が勝手に処分したり、紛失したりと不祥事が後を絶たないためにこのような記事になりました。本来行政文書は厳格な公文書として、一定期間保存し、開示もできるようにしておくのが行政サービスとして求められています。それゆえ、市町村の合併や閉鎖、担当部署の名前変えや閉鎖というような行政側の事情で大切な公文書がなくなることは決してあってはいけません。国民の

財産と云うべき公文書は常に国、市町村が責任を持って保存、管理する義務があるのです。

我々土地家屋調査士も国民の財産というべき法務局、市町村、他の官公庁の資料とりわけ地図、境界に関する資料の保存管理には散逸しないように、いつも担当者にお話しております。我々土地家屋調査士はあらゆる資料を基に境界紛争の原因を見出すわけですが、とりわけ境界創設が古いものと資料の入手に四苦八苦いたします。そんな時、解決になる唯一の資料が公文書であったら直ぐに閲覧と開示請求します。無い場合はまた新たに時間や費用をかけて測量、立会い等が必要になります。このような負担は公文書さえしっかり管理保管してあれば不要な負担です。結局、国民や市民の負担が二重になるのです。（どこかの道路舗装工事と同じで何度でも負担が増します。）

一度は公文書館法を見ていただき、「国民の共有財産」である公文書を詳しく知っていただくのも、（社会保険庁の杜撰な管理を端にではありますが）いい勉強かもしれません。因みに米国公文書館は常勤職員2,500人で、日本は42人だそうです。人件費で安いじゃないかという向きもありますが、そのような人員で膨大な公文書を果たして処理できるのでしょうか…。京都会では委員さんを始め、全会員での情報で資料の収集に努めたいと思っています。よろしく願いいたします。



第60回 定 時 総 会

平成20年 5 月23日（金）第60回京都土地家屋調査士会定時総会が京都全日空ホテルで開催されました。

当日は116名の出席があり、まず司会者の開会宣言後に物故者へのご冥福をお祈りし黙祷を捧げました。

その後、出席者全員で「調査士の歌」を斉唱、18名の新入会員と2法人入会の紹介があり、続いて安井会長の挨拶では、今年度のすべきこと2本柱として、

- ① 京都境界問題解決支援センターの認証取得
- ②（仮）京都地籍シンポジウムの開催にむけて進めていくとの挨拶をいただきました。

引き続き、議長に西田盛之会員（嵯峨支部）、副議長に渡邊智之会員（みやこ北支部）が選出され議案の審議に入りました。そして慎重な討議の結果、下記のとおり第1号議案から第6号議案まで全て承認可決されました。



第1号議案

平成19年度事業報告承認の件・・・報告承認可決

第2号議案

平成19年度決算報告承認の件・・・報告承認可決

第3号議案

平成20年度事業計画案審議の件・・・承認可決

第4号議案

平成20年度予算審議の件・・・承認可決

平成20年度の事業大綱は、

1. 社会から厚い信頼を寄せられる調査士会の構築
2. 継続的研修、研鑽に努め知力と体力の向上を図る
3. 法務局、日調連、政治連盟、公嘱協会等他団体との連携

が掲げられ承認可決されました。

その後、表彰式が行われ京都土地家屋調査士会会長表彰に6名、京都地方法務局局长表彰に5名、日本土地家屋調査士会連合会会長表彰に3名が栄誉を讃えられました。引き続き来賓の祝辞では、京都地方法務局長若井伸一局長より平成18年度より始まった筆界特定制度では本年3月末で全国6147筆界の申請がなされており、そのうち京都局では325筆界の申請中225筆界が特定できており（これは全国ベスト5だそうです）、京都会の支援と協力のたまものであるとの感謝の言葉を頂戴しました。

京都土地家屋調査士会会長表彰受賞者

会表彰規定第1条第1号

上口 武志 会員（園部支部）
 竹上 均 会員（嵯峨支部）
 西尾 光人 会員（園部支部）
 梶谷 誠 会員（西山支部）
 宮坂 雅人 会員（伏見支部）

会表彰規定第1条第3号

國松 正義 会員（舞鶴支部）



京都地方法務局局長表彰

局表彰規定第3条第1号

三谷 雅省 会員（みやこ南支部）
 山極 義隆 会員（城南支部）
 田中 重吉 会員（丹後支部）
 大山 幸夫 会員（みやこ北支部）
 渡邊 智之 会員（みやこ北支部）

日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

日調連顕彰規定第5条

足立 隆 会員（伏見支部）
 谷口 康夫 会員（嵯峨支部）

日調連顕彰規定第7条第1項第1号感謝状

安井 和男 会員（嵯峨支部）

そして、議案審議終了後、大西副会長より閉会の辞がのべられ第60回定時総会はとどこおりなく終了しました。

また、定時総会終了後は会場を移し、多くのご来賓をお迎えしての懇親会が開催され、相互の交流を深めました。

第60回定時総会次第

- 1、開会の辞
- 2、物故者に黙祷
- 3、倫理綱領朗読
- 4、調査士の歌斉唱
- 5、新入会員の紹介
- 6、会長挨拶
- 7、議長、副議長選出
- 8、議事録署名者の選出
- 9、議 事
 - 第1号議案 平成19年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成19年度決算報告承認の件
 - 監査報告
 - 質疑応答
 - = 休 憩 =
 - 第3号議案 平成20年度事業計画案審議の件
 - 第4号議案 平成20年度予算審議の件
 - 質疑応答
 - = 休 憩 =
- 10、来賓紹介
- 11、表彰式
 - 京都土地家屋調査士会会長表彰
 - 京都地方法務局局長表彰
 - 日本土地家屋調査士会連合会会長表彰
- 12、来賓挨拶
- 13、閉会の辞
- 14、懇親会

日調連第65回定時総会



副会長（代議員） 信 吉 秀 起

去る平成20年6月16日（日）、17日（月）の2日間、「京王プラザホテル」で日本土地家屋調査士会連合会第65回定時総会が開催され、安井会長と出席してまいりました。

開会の後、松岡連合会長の挨拶に始まり、法務大臣表彰・法務大臣感謝状、連合会表彰・連合会感謝状の贈呈がされました。喜ばしいことに京都会の安井会長が、鳩山法務大臣御本人から本席上で法務大臣表彰を受賞されました。安井会長には、今までの功労に感謝し敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

法務大臣感謝状は、法14条地図作成作業実施団体に対して贈られるもので、紫野地区の法14条地図作成の際の公嘱協会の受賞のことを思い出すとともに、本年から始まる宇治市木幡南山地区での法14条地図作成作業に思いをはせていました。

来賓祝辞、来賓紹介と進み、議長が選出され、議案の審議が始まりました。1日目は、第1号、2号、3号議案が審議され、承認可決された。2日目は、第4号、5号、6号議案が審議され、新年度の事業計画等が提案通り承認可決され、連合会の平成20年度の事業が開始されました。

審議は執行部が提案内容を説明した後、事前に集められた質問・要望・意見等に対して、執行部が答えるという形で進んでいきました。私も事前に「職務上請求の件」について等の質問を提出しており、席上で執行部から説明を受けました。この件については、連合会より「職務上請求用紙の記載例」等が送信され、皆様にも御報告させていただきました。

第6号議案で「会費の額の改正（案）」について審議され、単位会の苦しい会計状況があるとの意見等が出ましたが、平成21年10月から1会員につき月額2,250円となる（現行1会員につき月額1,750円）ことが出席者187名中170名の賛成で可決されまし



た。ここに議案を御紹介しておきます。

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | （イ）平成19年度一般会計収入支出決算報告承認の件
（ロ）平成19年度特別会計収入支出決算報告承認の件 |
| 第2号議案 | 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件 |
| 第3号議案 | 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規定の一部改正（案）審議の件 |
| 第4号議案 | 平成20年度事業計画（案）審議の件 |
| 第5号議案 | （イ）平成20年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
（ロ）平成20年度特別会計収入支出予算（案）審議の件 |
| 第6号議案 | 日本土地家屋調査士会連合会会則別紙〔第72条（会費）関係〕の改正（案）審議の件 |

総会終了後、連合会新会館（東京会館内）の披露式典が、千代田区三崎町一丁目の新会館で開催されました。会長挨拶に始まり、法務省民事局倉吉敬民事局長の「最近の法改正と土地家屋調査士制度について」の記念講演と同第二課前田幸保補佐官から「表示に関する登記の当面する課題について」の話がありました。

土地家屋調査士 近畿ブロック協議会

第52回定例協議会

岩 鼻 良 久



平成20年7月18日滋賀県大津市・琵琶湖ホテルで標記会議が開催された。滋賀会の山元副会長が司会を勤め議事に入った。物故者に黙祷、調査士の歌斉唱、倫理綱領朗読に続き開会の辞は滋賀会の中村会長により行われた。

次に近畿ブロック協議会安井会長より挨拶があり、全国ブロック協議会と近畿ブロックを比べると異なるところは、大学寄付講座を行っているところであるとの説明があった。また、今年は大阪会と京都会だけでなく他会も協力しあい大学寄付講座を進めており今後も継続していくには皆様の協力が必要であると挨拶があった。その後、議長・副議長の選出、議事録署名者の選出があり議事に入った。大西総務部会長による平成19年度会務報告、片岡財務部会長より収支決算報告、監事から監査報告が行われ賛成多数により報告承認された。続いて平成20年度の活動計画と予算について各部会長より計画案を発表。主に重要事項の説明がされた。業務部からは不動産調査報告書の使用について現在、大阪では使用率が56%であると話しがありこれには少し驚きが

あった。オンライン促進も重要事項であるため不動産調査報告書の使用は今後必須であると思われる。研修部からはブロック新人研修・日調連特別研修の日程が決まっているためその発表があった。広報部からは平成20年度の事業として同志社大学法学部寄付講座についての説明があり現段階において残り1講座を残すまでとなっており活動計画案であるがすでに活動中である旨の発表があった。最後に次期開催地について奈良会より案内され議事を終了。

連合会報告では松岡連合会長、大星副会長、藤木広報部長、山田社会事業部長らが出席。松岡連合会長からCPD（継続的な専門教育）の今後の取り組みに関して、経済財政改革、規制改革会議についての説明があった。その後、式典に入り表彰式が行われた。京都会は大阪法務局管区局長表彰に大西淳会員、戸田和章会員、木村正和会員が受賞。近畿ブロック協議会長表彰に、成田保夫会員、千代弓雄会員、中村良三会員が受賞。おめでとうございます。後、多数の来賓の挨拶を頂戴し午後5：45に予定されていた全てを終了した。



雑感



野菜作りによせて

顧問弁護士 谷 口 忠 武

私の第1の楽しみは、野菜作りです。友人から貸してもらっている100坪ほどの畑に、毎朝、夜明けとともにせっせと通っています。

この原稿を書いているのは、5月8日で、長い連休が明けたばかりです。

今年の作物は、どれも問題なく健全に育っているのですが、一つ気になることがあります。それは、虫がとても少ないことです。

私の畑は、上野橋を少し南に行った桂川の河川敷にあります。日当たり、風通し抜群の好条件の畑です。例年だと、今頃になると、キャベツには青虫（モンシロチョウの幼虫）、空豆にはアブラムシ（ゴキブリではない。）、ジャガイモにはテントウムシだましの幼虫が発生し、あわてて殺虫剤をまくことになる。ところが、今年ほとんどお目にかからない。チョウチョも飛んでいないし、テントウムシも見かけない。

一体どうしたのだろう。気候の変動が、虫の世界に影響を及ぼした結果なのでは無かろうか。テレビ報道によると、地球温暖化の影響で海水温が上昇し、魚の生息地が北上しているという。

虫が、魚のように住む場所を移動させたためになくなったと言うことは考えにくいですが、繁殖力や繁殖サイクルに影響を及ぼすと言うことは十分に考えられそうだ。今年は、思わぬ時に異常発生というようなことが起こらねばよいのだが。

連休中には30度を超える日まであった。ミャンマーのサイクロン被害も甚大だ。温暖化の影響は止まることを知らない。

キュウリ、トマト、ピーマン、オクラ等々の植え付け、種まきを終え、夏に向けての準備作業は一段落。しばらく収穫物が寂しかったのだが、にぎやかになりだした。

今朝の収穫を披露しましょう。

イチゴ、スナックエンドウ、たまねぎ、リーフレタス、ほうれん草、こかぶ、水菜、べんり菜

今日は収穫しなかったけれど、このほかに、ニラ、アスパラガスが収穫できます。もうすぐ収穫が始まるのが、実エンドウ、空豆、ジャガイモです。

我が家でもっとも人気のあるのが、なんといってもイチゴです。豚もおだてりゃ木に登る。喜ばれるものだから作付け面積をどんどん増やした。イチゴの収穫は、毎朝です。ランナーや枯れ葉を取り除きながら真っ赤になったものを収穫します。結構時間がかかり面倒です。でも、籠いっぱいになったイチゴに喜ぶ妻、子供、孫の顔を思い浮かべながら、早朝の作業に精を出しています。

私の農作業の時間は、夜明けから7時半までの“朝飯前”の仕事。本業は、勿論、弁護士です。お間違えのないように。



公会計改革について

京都産業大学経営学部教授・公認会計士 毛利 隆 志

大阪府・大阪市に財政悪化に対する財政改革に関するニュースが毎週、新聞・テレビ等のマスコミで取り上げられています。一部の自治体に限ったことでなく、財政問題は、国、地方自治体全般を通じての課題です。

自治体の経営改革すなわち行財政改革は1995年以降、ニセコ町の逢坂誠二町長（現衆議院議員）時代、三重県の北川正恭知事（現早稲田大学大学院教授）時代、岩手県の増田寛也知事（現総務大臣）時代、3人の首長のもとに始まりました。①自治体経営に企業経営の手法を導入、②住民への積極的な情報公開、③改革に当たって首長のトップ段方式での意思決定により行政改革に取り組んだことが、3人の共通点でした。各事務事業評価という行政評価導入し、担当者に仕事の意義を再考させ、目的と成果を数値で表現していくことを実施していき、財政再建の手法として全国的に広まっていきました。行政評価は、①どれだけの予算と人員を使うかという「インプット」情報、②どれだけの仕事ができたとしたかという「アウトプット」情報、③成果として人々の生活がどれだけ良くなったかという「アウトカム」情報、④成果を出すまでの「スピード」の四つの要素で構成されます。道路を10km、10億円かけて車線を拡張して、どれだけ交通渋滞が緩和され通勤時間が短縮されたか、工事期間がどれだけ短くできたかということが、一つの道路拡張プロジェクトの行政評価ということになります。住民に対する情報公開は、当初は主に不祥事に関するものが中心でありましたが、今年度いくらの予算でA地区の道路を舗装

していくかというように税金がどのように具体的に使われているかという、きめ細かな積極的な情報公開が進められてきました。

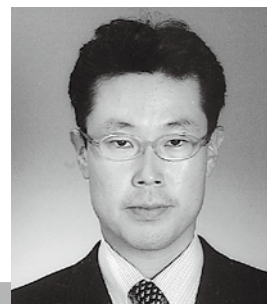
ここ数年では、大阪市の行政改革がより自治体に共通した改革でありました。

①2003年秋から04年春にかけての「職員厚遇問題」やミの年金・退職金大阪市改革の事例②大阪ドーム、WTC第3セクター等の開発プロジェクトの破綻 ③オリンピック誘致失敗、④劣悪な市民サービス、⑤財政赤字が原因となり、2005年4月から9月までの間に市役所経営の問題点がつぶさに整理分析されました。そして具体的な改革手法として①民間の外部委員が直接ヒアリング等により徹底した情報公開、②改革の方針を具体関に「市政改革マニフェスト（案）」として公文書に記述、③67の個別具体の事業を事業単位で民間企業の経営分析手法を使って解明し、④不動産の有効活用、遊休資産の売却、地下鉄民営化の検討等、財政問題については単年度収支だけでなく、資産・負債をリストアップし、バランスシートの発想で負債と資産のバランスを視野に入れた財政再建策を作成し、行財政改革に取り組んできました。

これからの自治体の経営改革には、会計情報を有効活用した積極的な情報公開が一つの条件となります。企業経営では必須の会計情報を作成するシステム、意識を自治体の公会計にも導入するべく、総務省で「新地方会計制度実務研究会報告書」の作成ははじめ作業が進められています。

街区基準点研修

梶 谷 誠



平成20年 3 月 8 日南部会場、9 日北部会場にて行った業務研修会の街区基準点について、ご報告および今後の街区基準点の研修課題について述べさせていただきます。

平成20年 3 月 8 日南部会場では私が、平成20年 3 月 9 日北部会場では中邨理事が街区基準点について、業務部として説明いたしました。

規則第77条7項および事務取扱基準第 2 章第 8 第 1 項記載中の「基本三角点等」が「街区基準点（都市再生街区基本調査により設置された基準点）」となるため、街区基準点が使用できる状況においては街区基準点を使用し地積測量図の作成が必要となる。この運用が4月1日より開始される。

街区基準点が使用できる状況とは

国土交通省が都市再生街区基本調査により基準点を設置したDID地区であること。

各市町村により管理され、使用承認手続きが可能であること。

街区基準点の資料は、管理者の各市町村の他、法務局各管轄登記所において公開される。

使用承認手続きにおいては「個別承認」と「包括承認」とがあり、個別承認とは利用者が各市町村に使用承認の申請を行うものであり、各々の基準点に対しての承認手続きとなる。包括承認とは使用承認手続きを簡素化するために各土地家屋調査士会が各市町村と包括承認契約を締結することにより、各々の基準点に対しての承認手続きが不要となる。

現在の包括承認契約を締結状況は下記表のとおりであるが、随時最新情報は京都土地家屋調査士会ホームページにて公開しております。

会員に配布済の「測量と作図のガイドブック」については、京都地方法務局担当登記官にも配布し参考資料として利用している。

公共基準点使用包括承認一覧

市町村名	承認状況
京 丹 後 市	○
宮 津 市	○
舞 鶴 市	未
綾 部 市	未
福 知 山 市	未
南 丹 市	○
亀 岡 市	○
向 日 市	未
長 岡 京 市	未
大 山 崎 町	未
宇 治 市	○
城 陽 市	○
久 御 山 町	○
八 幡 市	未
精 華 町	○
井 手 町	未
木 津 川 市	○
京 都 市	未

平成20年 5 月末日現在

今後の街区基準点の研修課題については「測量と作図のガイドブック」の見直しである。「測量と作図のガイドブック」は測量作業から地積測量図の作成までの細かな内容となっているものの、かなり荒削りなものであり、分かりにくいものである。今後は体系的にも内容的にも分かりやすくすることが必要である。

特にわれわれが使用する街区基準点には「街区三角点」「街区多角点」「節点・街区補助点」があり、各々が作成された都市再生街区基本調査における工程も理解する必要がある。

最後に、この街区基準点の使用により統一な座標系（世界測地系）の地積測量図が作成され、地図作成が進むとの政府の取り組みであることを理解しておく必要がある。



第3回土地家屋調査士 特別研修を終えて

みやこ北支部 上茶谷 拓 平

土地家屋調査士特別研修（以下ADR研修という）を受験しようと思った動機は、調査士会からの案内申し込みがきっかけでした。ADR研修を受講する前までは、ADRについて、弁護士と調査士により調停を行って、境界を双方で確認する、いわば調査士の日常業務と同じだと考えていたこともあり、受講すればADR認証が得られるものだと、今思えば本当に安易で無知だったと思います。ADR研修が始まる前に、第2回受講者の方にADR研修の内容をお話しして頂き、ADR研修の講義の流れ、受講する心構え、勉強のポイント等を知ることが出来ました。そこで初めて、ADR研修がとても大変で厳格なものであることを知り、大変なものを申し込んでしまったと痛感しました。例えば、遅刻は一切認められず、理由も、忌引き等やむ終えない場合以外は例え1分、2分の遅刻でも基本的に来年の初めからの再受講になってしまうことです。仕事で受講できない場合は、補講があるものだと思っていたので、その衝撃は大きかったです。また、私事ですが、新人研修があることを申し込むときにすっかり忘れており、近畿ブロック研修、京都会の新人研修があり、ADR研修を受ける前に、「これは修羅場になるな」と覚悟しました。

ADR研修の流れとしまして、（1）基礎研修17時間（調査士会にてDVD講義）（2）グループ研修15時間（1グループ調査士5人により1つの議案について話し合い）（3）集合研修・総合講義13時間（弁護士による講義及び質疑応答）（4）考査（試験）

（1）から（4）となり、45時間の研修が定められています。

（1）基礎研修は、DVD講義でしたので、緊張

感に欠け、自分も含め睡魔と戦っておられる会員の方も多数おられたと思います。3日間続けての日程であり、また専門的で不慣れな単語が多数でてきますので、研修の前にテキストを一度読んでおいた方が分かりやすいと思います。私はテキストを少し読んで講義に挑みましたが、あまり理解できず、講義について行くのに必死でした。

（2）グループ研修は、主催者側で選ばれた調査士5名が1つのグループになり、15時間話し合い、1つの答えを出すという研修でした。皆それぞれの考え方があるので、色々な意見ができました。普段、先生方とこれほど長い時間話し合う機会はなかなかありませんので新人である私にとって、ADR研修を受講する上で一番良かったと思います。

（3）集合研修、総合講義は、豊田弁護士による講義、質疑応答でした。大変分かりやすく、丁寧な講義をして頂いたので、自分のもっていた疑問点が、この講義で解決し、とても有意義な講義でした。所有権界、筆界及び時効との兼合い、また調査士としての説明責任等、日常業務で、大変重要な部分がこの講義で学ぶことが出来たとおもいます。

講義を終えて一番感じたことは、新人会員の方に是非、受講してもらいたいことです。平日2日ほど休まないといけませんが、色々な年代の先輩方が受講されているので、色々なお話が聞け、色々な考え方にふれることが出来、また、自分の思っていることを発言できるチャンスだと思います。来年、第4回受講を考えの方は是非、受講して頂きたいと思います。その時に私が居ないことを願っています。また、第3回受講の会員の方の全員合格を祈りまして締めとさせていただきます。

京都産業大学寄付講座について

中丹支部 吉 見 博



今年の3月頃、同じ支部の広報部理事岩鼻先生より、寄附講座講師募集の話を聞き、前職で塾講師をしていたこともあって「できるかどうかはわかりませんが、どうしても講師がいないなら、一度検討させてください。」とは言ったものの、まさか本当に寄附講座の講師をさせていただけるとは思いませんでした。その後、寄附講座の講師会に参加した時、ことの重大性に気づいたというべきでしょうか。昨年講師を担当された方々の話を聞かせていただいたのですが、その時から当日の講師のことを考えると緊張してきたというのが本音です。その後、講師陣の発表があり、私は4月21日の第3回「不動産の調査の実務および登記簿の見方」という内容で講義をすることになりました。講義当日、少し寝不足気味で福知山を午前9時に出発し、講義開始の1時間程前に大学に到着。藤村先生に連絡して、二人で昼食をとりました。講義時間が近づくにつれて、次第に緊張が高まり、昼食の味はほとんど感じないほどでした。しかし、大学の大講義室で、次回講義の山腰先生と合流し、講義前に両先生に励ましを受けて、少し平常心を取り戻せたように思います。いざ講義が始まり、自己紹介をはじめ、調査士とはどんな仕事をしているのか、また、どういう場合に登記簿が必要なのかを話しはじめました。講義を始めたころには100名ほどの学生がいたのですが、遅れて入っ

てくる学生が多く、講義の終わりのころには250名を超えるほどになっていました。教壇に立っていると、教室の半分より後ろのほうの学生が何をしているのか全くわからない状態でしたが、前のほうにいる学生は真剣でした。講義の時間配分がうまく取れず、準備した講義内容の4割程度しか話せませんでした。学生に出題した小テストと講義の感想では、「興味が持てた。」「実務家の話なので、現実味があり面白かった。」という感想や、「難しくてわからない。」「教室の後ろのほうがうるさい。」など、今後の反省となる意見をいただきました。次回は6月にもう一度講義させていただくのですが、反省点を踏まえてがんばりたいと思います。土地家屋調査士として業務に携わり、6年目の若輩者ですが、まさか大学の教壇に立つことがあろうとは思いませんでした。貴重な経験をさせていただきました。最後になりましたが、ご助言をいただいた先生方、ご迷惑をおかけいたしました平塚先生、準備をしていただきました京都会の皆様、本当にありがとうございました。

新人？研修を受けて

齋 藤 大 輔

私は平成11年に調査士試験に合格し下積みを経て、平成18年2月20日に調査士として晴れて登録することになった。しかし私はなんと運が悪いのだろう、ちょうどこの時期は毎年開かれる近ブロの新人研修の受付を締め切ったところであり、2年に1回の京都会の新人研修の受付も締め切ったところであったのである。私は登録から今回の京都会新人研修まで本職として責任ある立場でさらに丸2年経験を積むことになったのである。そのためまるで「入会直後の新人研修を受けずに、2年後に再研修しなければならない人」というレッテルを貼られているように感じていた。

研修日当日私はなんだか恥ずかしい気持ちで足取り重く調査士会に向かった。それはなぜかという上記の感覚のほか、私は現在広報部員として活動を行っているため研修会場には明らかに知っている顔が並んでいることが容易に想像できたからである。会場に行ったとたんにかけられる言葉はたぶん「なんでおるんや？」だろう。

開会時間間近に会場についたが、会場に入るとほーらやっぱりきた

「あれ？何しに来たの？」

「いやー、一応新人なんで・・・」

他の新人会員にも「あれ？どうしたんですか？」と言われる始末である。

私は後ろの方の端っこの席でひっそりと研修を受けようと思っていたのだが、私をさらし者にしようと企んだのか私の知っている新人会員に既に占領されていた。見渡すと一番前の席しか空いていなかった。

仕組まれた！

はじめはそう思ったが、ふと思ったのである。中高校生の時に教壇の一番前の机の人は居眠りしていても意外に気づかれなかったことを。これでひそかに人知れず講義を受けることができると安心することができた。しかしその安心感も一瞬で吹き飛ん

だ。それは講師が講義する場所は学校のような一段高いところではないこと、そして一番前の机と講師が講義する机がかなり離れていることに気づいたからである。講師の目線と新人会員の目線は同じであるためバレバレである。講師の名前には何度かお話をしたことがある方々がずらりと並んでおり、なんだか顔を上げて研修を受けることが気恥ずかしい感じがした。

新人研修は安井会長の挨拶から始まったのだが、会長の言葉の中で「専門家は素人であれ」という言葉に感銘を受けた。まさに初心に帰らされる言葉であり、そこに気づかせてくれた研修会に来てよかったと思った。ひとつずつの講義は時間があまりなく、かなり飛ばして行われたが、レジュメは本当の新人会員にとっては勿論のこと、新人会員ばかりではない私にとっても勉強になるものであった。講義後家に帰ってからしっかり勉強したのは言うまでもないことである。また建物研修においては講師が会社の回し者ではないかと疑うほどハンディーレーザー測定器を大絶賛し、その使用方法をまるで通販番組のように実演していたが、私は通販マジックにかかったごとく早速レーザー測定器を注文してしまったことでも今回の研修に参加できてよかったなと思えたのである。

我々調査士は、高度に発展し続ける社会の中で、経済活動の根幹の一つをなす不動産の表題部を扱う専門家である。私たち調査士が正しい不動産の表示を行うことによってスムーズな経済活動ができる。だからこそ様々な最新情報や技術を勉強するのはもちろんのこと、基本的な知識の再確認、様々な法律の勉強を常に怠ってはならないと思う。それはまだこの世界に飛び込んだばかりの新人会員はあたりまえのこと、私を含めたこの仕事に慣れ始めてきた新人会員ももう一度自分自身を振り返るいい機会になったのではないかと思う。

京都境界問題解決支援センター報告

センター長 若 林 智

京都境界問題解決支援センターがオープンしてから、早1年2ヶ月が過ぎようとしている。センターをオープンさせる2年ほど前から、設置に向けた準備委員の一人として関わってきて、漸くオープンにこぎ着けた勢いでふと気がつくと、運営委員の一員になってしまい、考える間もなくセンター長に祭り上げられてしまっていた。私としては、身に余る光栄とは裏腹に、未知の大海に漕ぎ出す小舟の船長が如く、期待と不安の重圧を我が身に感じ、身が引き締まる思いで一杯です。

京都地方法務局が取り扱っている筆界特定申請件数が、全国で第5位であると先日開催された総会において、京都地方法務局長が謝辞の中で述べられていた。京都としての土地柄が、決して人間性においても、地域性においても筆界に関しての紛争を多く孕んでいるとは、経験則上も思えないが、大戦の戦災を逃れたことで、古くからの資料が比較的多く残っていることや、他の大都市に比べ明治期に作成された、地租改正に伴う土地台帳附属地図の多くを、未だに地図に準じる図面として日常的に利用していることが原因の一つとも考えられる。

資料1のセンターの取扱件数を見て頂けると、前述した京都地方法務局の筆界特定の申請件数には遠く及ばないし、これも全国の境界ADRセンターの中で統計を取った訳ではないが、取扱件数に関しては、おそらく上位の人気センターに位置していると思われる。

京都センターは、全国の他のセンターにおいて

も、多少のシステム的な違いや名称の違いはあれども、調停に移行するまでのプロセスの中で、毎月第2・4火曜日に事前相談と呼んでいる、調査士二名で構成した無料の相談を行っている。無料の相談とは言っても、実際には事案のスクリーニング（振り分け）を主に行っており、利用されている方も無料が前提の事前相談だけ有って、気軽に利用して頂ける環境にある。この事前相談の中で利用者の多くが、事実関係を理解しないままに紛争が発生していると不安を感じ、事前相談において調査士からの専門的な説明を受け、これらの誤解が解消しているケースも数多くあることから、紛争を未然に防ぐという意味においても、事前相談を重要な役割の一つとして位置付けている。これ以外に事前相談では、センターが行う調停へのプロセスを順番に説明し、利用者が心配されているセンターの費用についても、この時に一緒に説明を行っている。又、利用者が以後の有料相談への移行を希望された場合にも、効率良く有料相談を受けて頂ける様に、利用者のお持ちになった資料を確認し、不足等がある場合にはアドバイスが出来る様にしていることも利点の一つである。

有料相談では調査士一名と弁護士一名が担当し、事前相談を受けた後に利用者が整理された資料を持参され、効率良く的確な相談を受けて頂ける様に配慮している。

利用者が有料相談を経た後に、調停に移行されることを希望された場合には、担当相談員が調停相当

であると意見を付した上で、運営委員会において調停が妥当であるかを判断し、センターでの調停事件として取り扱っている。

調停では、二人の調査士と一人の弁護士により、事件ごとに合議体である調停委員会を構成し、互選された主任調停員の指揮の下、期日ごとに調停を行っている。

京都センターでは、ADR認定調査士による代理申請が未だ一件も行われていないのが実情である。敢えて個人的な感想として述べさせて頂けるのであれば、認定調査士が代理申請を行うには、調査士、弁護士との共同受任が前提であり、そのことが利用に際してのハードルであることも理解はしているが、筆界特定における調査士による代理申請率の高さから考えると、認定調査士においては、筆界特定申請以外の選択肢の一つにセンターの利用を是非ともご検討頂きたい。又、認定資格を取得されていない調査士においても、補佐人として申立人が手続を行う際の資料収集、図面作成などで申立人を支援し、調停期日には申立人と一緒に調停に出席し、申立人への的確な助言者であり、良き理解者となって調停に参加して頂きたいと考えている。

調査士会が社会貢献の名の下に、法律隣接専門職である調査士の専門性を生かして、国民の利益を保護する事業を行うことは、社会の趨勢から当然のことではあるが、調査士個人においても、調査士が持っている能力を調停の場において遺憾なく発揮することや、時には調査士の冠を捨てて生身の人間として、当事者の心の痛みを理解しようと向き合い話を聴く行為は、自らのスキルアップにも繋がることを十分にご理解頂き、一人でも多くの会員がセンターに関わって頂きたいと願っている。

京都境界問題解決支援センター取扱件数

平成19年 4 月 3 日（開設）～平成20年 5 月31日

内 容	件 数
問い合わせ件数 H19年 4～20年 3 月 ・来館 20件 ・電話142件 ・メール 3 件 H20年 4～5 月 ・来館 2 件 ・電話14件 ・メール 2 件	183
事前相談申込書・リーフレット送付	107
事前相談実施 H19年 4 月 9 件 H19年 5 月 6 件 H19年 6 月 5 件 H19年 7 月 6 件 H19年 8 月 4 件 H19年 9 月 8 件 H19年10月 6 件 H19年11月 2 件 H19年12月 3 件 H20年 1 月 6 件 H20年 2 月 7 件 H20年 3 月 3 件 H20年 4 月 8 件 H20年 5 月 3 件	76
有料相談実施 H19年 5 月 1 件 H19年 6 月 1 件 H19年 7 月 1 件 H19年 8 月 2 件 H20年 2 月 1 件 H20年 3 月 1 件 H20年 5 月 2 件	9
調停申立受付 第 1 号 成立 第 2 号 取下げ 第 3 号 不成立 第 4 号 受付中 第 5 号 受付中	5

御挨拶と報告

京都土地家屋調査士政治連盟会長

田 中 牟



京都土地家屋調査士会員の皆様には、常日頃から当政治連盟に多大なご理解とご協力をいただきまして、心から御礼申し上げます。

さて、当政治連盟の平成20年度定時大会は、平成20年 2 月25日に京都土地家屋調査士会館をお借りして盛大に開催されました。

議 長 宮坂雅人会員（第3地区）

副 議 長 出野洋司会員（第4地区）

議事録署名者 西田盛之会員（第4地区）

平塚 泉会員（第2地区）

第 1 号議案 平成19年度活動報告

第 2 号議案 平成19年度決算報告

は、満場一致で原案どおり可決承認をいただきました。

ここでは、第3号議案 平成20年度活動方針を掲載させていただきます。

①京都土地家屋調査士会及び公嘱協会との連絡・協調

②全国及び近畿ブロック土地家屋調査士政治連盟との連絡・協調

③国・地方政治との連絡・協調

④組織の強化と団結

以上で可決承認いただきましたので、報告いたします。

尚、当政治連盟にご寄付いただきました会員の皆様に感謝を申し上げる意味で、お名前と所属地区もご報告申し上げます。（順不同）

平成19年度分

西田盛之会員（第 4 地区）

俣野恭広会員（第 2 地区）

木崎公司会員（第 4 地区）

木下 光会員（第 5 地区）

武川善彦会員（第 5 地区）

北村尚嗣会員（第 3 地区）

上口武志会員（第 4 地区）

森井雅春会員（第 6 地区）

平成20年度分（平成20年 5 月28日現在）

渡邊正平会員（第4地区）

俣野恭広会員（第2地区）

溝尻和弘会員（第 3 地区）

竹上 均会員（第 4 地区）

南 育雄会員（第 4 地区）

吉見康二会員（第 5 地区）

吉田昌治会員（第 3 地区）

小林明石会員（第 6 地区）

信吉秀起会員（第 6 地区）

川戸伸一朗会員（第 5 地区）

木崎英雄会員（第 5 地区）

以上の方々です。誠にありがとうございました。

平成20年度については、引き続き多くの会員のご寄付をお待ち申し上げます。

次に、第 8 回全国土地家屋調査士政治連盟定時大会（平成20年 3 月24日（月）於：都市センターホテル）のご報告をさせていただきます。

ここでも、平成20年度運動方針を、第 3 号議案をそのまま掲載することといたします。

第3号議案

平成20年度運動方針（案）

全国土地家屋調査士政治連盟は、平成13年 6 月に設立されて以来、土地家屋調査士制度の充実発展と不動産登記制度に基づく国民の権利擁護に貢献するため、多くの制度改革や事業を確実のものとするための活動に邁進してまいりました。

それには、絶対的な政治の力が伴うところから、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟、並びに公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会のご支援をいただきながら諸施策を政治に反映させ、政策の領域において適切かつ強力に活動を展開し、政治団体としての使命を確実に果たして来たことについては、ご理解をいただいているところであります。

8 年目に向かう今年度は、土地家屋調査士の更なる未来を創造するため、『活力と調和』を基本理念として、組織の充実強化を図り、全国の会員からの意見を集結し、衆・参両議院の先生方のご理解、ご支援を得て、日本土地家屋調査士会連合会と連携しながら、土地家屋調査士が社会的にも経済的にも安定した地位が確立できるように積極的な運動を展開してまいります。

1 組織の充実強化と財政の健全化

- (1)組織の充実と会員力の強化
- (2)財政基盤の確立
- (3)情報提供の充実
- (4)全調政連と日調連、単位調政連と単位調査士会との連携・協調
- (5)全調政連と全公連との連携・協調
- (6)部会制の検討

2 立法機関・各政党との関係

- (1)議員連盟並びに議員懇話会との連絡・協調
- (2)選挙対応の効率化と積極的選挙活動

3 登記所備付地図整備

- (1)既存地図並びに法 1 4 条地図の整備促進
- (2)地図情報システムの全登記所備付への促進

4 関係法令改正への対応

5 広報活動の充実

以上のとおり可決承認いたしましたことをご報告申し上げます。

又、大会の後に開催された懇親会には、たくさんの議員の先生方が出席されて御挨拶をいただきました。選出単位政連の席にも笑顔でテーブルに着き、親睦を深められたことも申し添えます。

協会の現状報告

社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 渡 邊 正 平

盛夏の候、先生方にはご健勝にてご活躍頂いております事、お喜び申し上げます。

日頃は、社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動に際しまして格別のご指導、ご協力を賜っております事心より厚く御礼申し上げます。

今後共に、忌憚のないご指導、ご鞭撻を宜しくお願い致します。

さて、昨今ご認識頂いておりますとおり、協会を取り巻く環境は、この数年来誠に厳しいものがあり、創立以来の激変の時代を迎えていると言っても過言ではありません。

当然ながら協会運営に至っては、かつて無い新たな局面での対応に苦慮しなければならない事案も多くなってきております。

大きな宿題の一つとして、本年12月1日から法施行されます新公益法人への移行の問題が挙げられます。

京都協会としては出来る限り速やかに、新公益法人として認定を受けるべく現在、特別委員会を設置し協議、研究を重ねている处でございます。

私は、公益法人改革により新公益法人へと移行出来たならばその時点で、今迄よりもより鮮明な形で公益法人としての位置付けがされる事こそが今回の最大の果実となり、その事によって協会の未来が開かれるものと確信しております。

もう一方、協会が直面している大きな問題としては、諸官庁からの業務発注形態が、従来の随意契約ではなく、入札形式に大きく移行して来た事であります。

世論が、「公正、透明性」を求める結果としての入札制度は、十分に理解出来る事ではありますが、

さりとて世の全ての業種、業務に当てはまる事かと言え、それには大いに疑問があると言わざるを得ないのであります。

入札は、その対象となるべきもの（業務）の全容が事前に明確であって、初めてその効能が発揮される制度といえるものであり、我々の業務には決して馴染まないものと思慮しております。

しかし乍、今日に至っては、協会は運営上、入札制度を一方で甘んじて受け入れざるを得ない状況にある事も事実であり、その中で従来どおり、入札に馴染まない業務である事を訴え続けなければならない、誠に相容れない、矛盾するとも取られかねない立場にあります。

しかし乍、今後とも協会の基本姿勢は従来どおり一貫し、入札に馴染まない業務であるとの考え方であることに変わりはなく、発注頂く諸官庁に対し、ご理解賜うよう粘り強く訴えてまいりたいと考えております。

価格のみによる競争は、業界内の倫理の欠落を招き、やがて制度そのものに大きく影響しかねない危険性を含んでいると思っております。

今こそ調査士会、調査士政治連盟と協会との連携を一層強化し、このかつて無い難局に立ち向かう体制の強化こそ、最も必要不可欠なものであると考えております。

より一層の先生方のご協力と合わせて調査士制度の維持、発展の為の情熱と英知をお寄せ頂きます様お願い申し上げます。

先生方には猛暑の時柄、くれぐれも御身ご自愛頂き、益々のご活躍をご期待申し上げます。

支部だより

第3回土地家屋調査士特別研修を受講して

みやこ北支部

森 本 隆

今年実施された第3回土地家屋調査士特別研修を受講しました。受講を決める前の私はというと、ADR認定調査士制度に職業として魅力を感じることができず、受講を躊躇していました。その主な理由は、特別研修は時間的にも金銭的にもつらいものがあるうえに、ついつい、費用（受講料&研修時間&考査対策）対 効果（ADR認定調査士としての地位・収入）のそろばんをはじいてしまい、現段階において、特別研修は自分の将来の為の投資とは考えられず、時期早尚と判断していたからでした。

そんな私が、今回の受講を決めたわけですが、その動機はあまりほめられたものではなく、1つは現在所属している本会業務部の部員として、認定調査士とまではいわずとも、特別研修すら受けていないのは、いかがなものか?? と思うところ〔業務部員は当然に受講するだろうとの雰囲気から飲まれた部分も少しはありますが・・・〕があったこと。2つめは、日頃から、なにかとお世話になっている先輩や仲間の調査士さんが、昨年までに合格・認定調査士となっておられるという、うれしいような、悲しいような環境があり、何とか自分も同じ土俵に上がらねば との変なプライドがあったからです。

受講にいたる経過はさておき、いよいよ、基礎研修が始まりました。この基礎研修とは名のとおり、民法、民事訴訟法など、基礎知識の確認・詰め込みが中心であり、義務教育を受けている気分であり、この頃の私は、前向きな姿勢ではありませんでした。

そんな私も、グループ研修の頃から少しずつ、この研修に対する考え方がプラス思

考に変わってきました。それは基礎研修の中身が聴く・読む・覚える内容から、グループ研修の内容は、考える・書く・話す・聴くことが中心に変わり、更に、身近なところ[同業者]の貴重な意見を聴くことができるという。眠っている場合ではない研修に変わったからだと思います。

実際、グループ研修・集合研修では、同じ課題に対する個々の対処方法・その意味・目的に当然に差異があるのですが、その差異が良い悪いは別として、とても新鮮で、自分一人では、思いつかなかった考え方に気づくこともありました。特に職業倫理について、グループで考え、皆で学ぶことができたのは、少し大げさですが、とても有意義な時間であり、私の財産となりました。

今回特別研修を受講したことにより、境界紛争解決のための民間ADR制度、筆界特定制度との趣旨の違いなどが理解でき、2つの制度を理解してはじめて、相談主（依頼主）の利益を守り、信頼を得ることができるのではと考えさせられました。

又、これからは専門分野の知識・技術の向上だけでなく、紛争の解決能力、倫理観を兼ね備えることが必要であり、その努力が自身のスキルアップにつながり、日常業務遂行にも必ずやプラスになると確信いたしました。

肝心の今回の考査については、残念な結果となりそうですが、特別研修受講については正直、受講してよかったと思っています。ありがとうございました。

若手勉強会活動紹介

代表 山 腰 昇 士

若手勉強会は、新入会員を中心に、日常の業務における疑問点や新技術・新法令などについての勉強会を月1回、調査士会館で行っております。

土地家屋調査士の業務においては、長年の経験等から判断すべき局面が多々あると思われます。ベテランの先生では、当たり前のことでも、経験がなければ、判断をするのが困難となります。当会では、そのような問題点等をみんなで持ち合い、議論することで、新たな知識が蓄積されていきます。

最近では、世界測地系対応地積測量図の作成方法や、それに伴う基準点測量技術について勉強しまし

た。その内容は、かなり実践的なものであり、参加した仲間には非常に好評でありました。

今後は、近隣小学校での「土地家屋調査士のお仕事についての授業」などもやりたいと考えております。目的は、「地元にも若手が率先して貢献していこう！」って感じです。

また、勉強会の後には、参加自由のごはん会も行い、交流を深めております。新入会員の方だけでなく、どなたでも自由に参加できる会ですので、みなさまのご参加を、勉強会一同お待ちしております。

ソフトボール大会のご案内

第15回京都自由業団体懇話会親睦 ソフトボール大会

日 時 平成20年10月11日(土)
午前9時00分 集合
午前9時30分 開会式
場 所 太陽が丘グラウンド
第2球場・第3球場

選手並びに応援に参加される方は、保険、昼食・お茶の準備がありますので、8月25日(月)までに事務局へお申し込み下さい。

第13回近畿ブロック協議会 ソフトボール大会

日 時 平成20年10月18日(土)
午前8時45分 集合
場 所 西浜西・東グラウンド
(和歌山市西浜1660-401)

選手、そして応援参加の方も保険、昼食・お茶の準備がありますので、8月22日(金)までに事務局へご連絡下さい。

会 員 異 動

登録番号789

西 川 亜 紀 みやこ北支部

H20.1.10入会

〒602-0827

京都市上京区榊形通出町西入相生
町114番地

リバティー河原町今出川

TEL 075-212-1156

FAX 075-212-3776

TEL 075-257-6580

FAX 075-257-6581

登録番号790

小 牧 弘 丹後支部

H20.1.10入会

〒629-2313

京都府与謝郡与謝野町字三河内
895番地1

TEL 0772-43-0321

FAX 0772-42-0416

登録番号792

山 崎 春 樹 嵯峨支部

H20.2.12入会

〒615-0024

京都市右京区西院矢掛町33番地の
2

TEL 075-321-1780

携帯 090-3709-4862

FAX 075-321-1283

登録番号672

亀 井 伸 郎 伏見→みやこ北支部へ

H20.1.15変更 H20.1.23届出

〒606-8306

京都市左京区吉田中阿達町38番地
7

TEL 075-751-1090

FAX 075-751-7156

登録番号792

山 崎 春 樹 嵯峨支部

H20.2.20届出

Eメール yama4862@kki.biglobe.
ne.jp

登録番号793

波多野 善 士 舞鶴支部

H20.2.20入会

〒625-0036

舞鶴市字浜312番地

TEL 0773-64-7610

携帯 090-1079-6579

FAX 0773-64-5306

Eメール y.hatano@ascreate.
co.jp

登録番号736

田 中 隆

H20.1.30変更届出

Eメール archi-tanaka@quartz.
ocn.ne.jp

登録番号452

山 内 康 之 嵯峨支部

H20.2.29変更 H20.3.7届出

〒615-8075

京都市西京区桂巽町52番地2

TEL 075-382-0590

FAX 075-382-0591

Eメール yaya522@maia.eonet.
ne.jp

登録番号791

清 水 建 宏 みやこ南支部

H20.2.1入会

〒604-8172

京都市中京区烏丸通三条上る場之
町592番地

登録番号518

藤 田 幸 夫 みやこ北支部
H20.2.29廃業

登録番号794

西 原 隆 之 丹後支部
H20.3.3 入会
〒627-0036
京丹後市峰山町御旅40番地
TEL 0772-62-4870
FAX 0772-62-4871

登録番号472

乾 倬一郎 中丹支部
H20.3.5 変更届
Eメール t.inui@office-inui.ddo.jp

登録番号710

片 山 文 昭 園部支部
H20.3.11変更届
Eメール fumibon@spice.ocn.ne.jp

登録番号681

藤 本 恵利子 嵯峨支部
H20.3.1 変更 H20.3.11変更届
〒616-8017
京都市右京区龍安寺五反田町13番地
TEL 075-334-5861
FAX 075-334-5862

登録番号622

木 崎 剛 丹後支部
H20.3.31廃業

登録番号714

浅 井 耕一郎 みやこ北支部
H20.3.17変更 H20.4.2 変更届
〒606-8243
京都市左京区田中東高原町31番地

登録番号795

西 條 宗 夫 みやこ南支部
H20.4.10入会
〒607-8165
京都市山科区柳辻平田町147番地
TEL 075-592-7448
FAX 075-593-5692

登録番号50

大田國三 みやこ南支部
H20.4.14廃業

登録番号796

三 井 明 典 中丹支部
H20.5.1 入会
〒620-0054
福知山市末広町6丁目17番地の1
TEL 0773-23-2916
携帯 090-5908-1355
FAX 0773-23-3066

登録番号797

内 田 統 みやこ南支部
H20.5.1 入会
〒607-8193
京都市山科区大宅沢町44番地
TEL 075-496-4150
FAX 075-496-4151

登録番号798

生 垣 昌 良 みやこ北支部
H20.5.1 入会
〒606-0014
京都市左京区岩倉西河原町321番地1
TEL 075-703-7005
FAX 075-703-7256

登録番号369

岩 崎 徹 みやこ南支部
H20.5.21届出
Eメール itshihoj@kisweb.ne.jp

登録番号470

前川豊治 城南支部

H20.5.26届出

Eメール wakoho88@ybb.
ne.jp

携帯 090-8233-4408

FAX 075-382-1556

登録番号12-0008-13-0001

JFD土地家屋調査士法人

社員名 清水建宏 みやこ南支部

H20.4.22届出

H20.3.21社員加入

登録番号801

宮本幸二 嵯峨支部

H20.7.1入会

〒610-1123

京都市西京区大原野上里南ノ町
544番地3

TEL 075-331-1245

携帯 090-6554-0882

FAX 0771-22-3650

Eメール mail@estate-miyamoto.
com

登録番号13-0003

大誠土地家屋調査士法人

社員名 青谷圭二・西條宗夫 みやこ南支部

H20.5.12法人入会 H20.5.14届出

〒607-8165

(主たる事務所)京都市山科区榎

辻平田町147番地

TEL 075-592-7448

FAX 075-593-5692

登録番号377

秋保洸二 舞鶴支部

H20.7.9届出

Eメール k-akiho@drive.ocn.
ne.jp

登録番号799

廣瀬友人 みやこ南支部

H20.6.2入会

〒604-0882

京都市中京区高倉通夷川上る福屋
町728番地1 高倉ハイツ203

TEL 075-256-1700

FAX 075-256-1701

登録番号687

井阪充大 みやこ南支部

H20.6.16退会

登録番号800

柿添英男 嵯峨支部

H20.6.20入会

〒615-8253

京都市西京区御陵北山町17番地の
13

TEL 075-382-1557



訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

・園部支部

渡邊正平会員のご母堂様が6月26日逝去
されました。

新入会員 アンケート

みやこ南支部 廣 瀬 友 人
平成20年 6 月 2 日入会

1. 土地家屋調査士を志した動機

最初、司法書士の勉強をしており、そこで土地家屋調査士の仕事というものを知り、司法書士と兼業でやれたらなあと思い、土地家屋調査士を目指しました。

2. 開業後のエピソード

3. 今後の抱負

また土地家屋調査士業も始めたばかりで右も左もわからない状態ではございますが、登録したからには従来にも増して研鑽努力していく覚悟です。

今後とも諸先生方のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

新入会員紹介



H20.2.1 入会
みやこ南支部
清水 建 宏
登録番号 791号



H20.5.1 入会
みやこ南支部
内 田 統
登録番号 797号



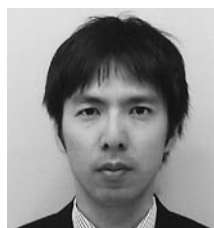
H20.2.12入会
嵯峨支部
山 崎 春 樹
登録番号 792号



H20.5.1 入会
みやこ北支部
生 垣 昌 良
登録番号 798号



H20.2.20入会
舞鶴支部
波多野 善 士
登録番号 793号



H20.6.2 入会
みやこ南支部
廣 瀬 友 人
登録番号 799号



H20.3.3 入会
丹後支部
西 原 隆 之
登録番号 794号



H20.6.20入会
嵯峨支部
柿 添 英 男
登録番号 800号



H20.4.10入会
みやこ南支部
西 條 宗 夫
登録番号 795号



H20.7.1 入会
嵯峨支部
宮 本 幸 二
登録番号 801号



H20.5.1 入会
中丹支部
三 井 明 典
登録番号 796号

会 議 報 告

研究部会

日時 平成20年 1 月 9 日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 在宅研究の進捗状況報告
2. その他

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項
2. 統一基礎講座の協力員の単会での費用負担依頼について

第8回地域慣習調査委員会

日時 平成20年 1 月 9 日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 境界鑑定委員会との合同研修会について (追加確認事項)
3. 25条第2項の資料としてデータ化する対象資料・収集時期について
4. 地域慣習データを配布するに際しての誓約書案について (継続協議)

業務部会

日時 平成20年 1 月17日 (木)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 業務研修会について

第6回表示登記研究会

日時 平成20年 1 月17日 (木)
場所 法務局会議室
議題 1. 報告事項・要望事項
2. 街区基準点について
3. その他

第9回常任理事会

日時 平成20年 1 月11日 (金)
場所 京都ホテルオークラ 梅の間
議題 1. 報告事項
2. 近プロ各会正副会長会議の運営並びに議案について
3. 業務部員の辞任について
4. その他

綱紀委員会

日時 平成20年 1 月21日 (月)
場所 調査士会館

研修部会

日時 平成20年 1 月23日 (水)
場所 調査士会館
議題 1. 報告事項
2. 第2回法学研修について
3. 業務研修会 (街区基準点・オンライン申請・筆界特定制度) について
4. 平成19年度 法学研修会 質問募集について
5. 新入会員研修会について
6. 土地境界鑑定講座について
7. 研究部研修会について
8. 土地家屋調査士専門職能継続学習 (土地家屋調査士CPD) について

広報部会

日時 平成20年 1 月16日 (火)
場所 調査士会館
議題 1. 会館建設記念号について
2. 142号会報について
3. オンライン申請促進のための会員講習会について
4. 市・府民対象の業務アンケート調査
5. 大学寄付講座講師、予算について
6. 自然と事業計画・予算について

土地境界鑑定委員会

日時 平成20年 1 月 1 7 日 (木)

総務部会

日時 平成20年 1 月23日 (水)

場所 調査士会館

2. 次年度事業計画・予算等の協議

議題 1. 報告事項

2. 倫理規範検討の件

3. 社会事業部創設検討の件

4. その他

綱紀委員会

日時 平成20年 2月 8日 (金)

場所 調査士会館

ホームページ運営委員会

日時 平成20年 1月24日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. ホームページ更新・維持業務に関する
契約について

2. TOPページリニューアルについて

3. 検索機能付会員名簿について

4. バナー広告について

5. 法テラスリンクについて

6. ホームページへの誘導について

7. アクセス数の把握について

8. ストリーミングサーバー設置について

9. 研修会音声データ配信について

10. 議事録更新について

第1回オンライン申請促進PT会議

日時 平成20年 2月13日 (金)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. オンライン申請普及について

第10回常任理事会

日時 平成20年 2月13日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 平成20年度事業方針大綱 (案)

3. 「社会事業部」組成検討について

4. DC京都カードに関する件

5. オンラインPTの位置付けについて

【当日追加】

6. その他

ADR運営委員会

日時 平成20年 1月25日 (金)

場所 賀島観光 (兵庫県豊岡市竹野町)

議題 1. 報告事項

表彰選考委員会

日時 平成20年 2月13日 (水)

場所 調査士会館

第9回地域慣習調査委員会

日時 平成20年 2月 6日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 境界鑑定委員会との合同研修会に倫理
研修会を追加で開催する件について
(確認事項)

2. 25-2のデータ整理、誓約書 (案) 最
終決定、DVDに同封する添書につい
て

3. 次年度事業計画・予算計画について

業務部会

日時 平成20年 2月14日 (木)

場所 調査士会館

議題 1. 報告事項

2. 業務研修会について

3. 街区基準点包括承認について

4. 無料相談会 (3月4日) の人員派遣に
ついて

5. 新入会員研修会の担当について

6. 来年度事業計画について

7. 来年度事業予算案について

8. 表示登記研究会について

9. その他

研究部会

日時 平成20年 2月 6日 (水)

場所 調査士会館

議題 1. 在宅研究の原稿収集状況から今後の対
応

広報部会

日時 平成20年 2 月22日 (金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 会館建設記念号について
2. 支部広報活動の補助金交付について
3. オンライン申請促進のための会員講習会について
4. 市・府民対象の業務アンケート調査
5. 次年度事業計画・予算

ADR運営委員会

日時 平成20年 2 月29日 (金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 運営委員会事業報告
3. 京都市内の各区役所、支所に当センターのポスター・リーフレット配布後のケアについて協議
4. その他

会館建設実行委員会

日時 平成20年 2 月25日 (月)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成19年度決算に関する件
2. 平成20年度予算(案)に関する件
3. 平成20年度事業計画に関する件
4. その他

財務部会

日時 平成20年 3 月 5 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成20年度事業予算について
2. その他

総務部会

日時 平成20年 2 月27日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 総務部20年度事業計画(案)、予算(案)について
3. その他

第10回地域慣習調査委員会

日時 平成20年 3 月 6 日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 研修部及び業務部から倫理研修と島津先生の講演最終打ち合わせ
2. 25-2のデータDVD試作品の確認
3. 次年度事業計画、予算の件
4. 書籍の購入について
5. 地籍アドバイザーの推薦について
6. 街区基準点の復元

研修部会

日時 平成20年 2 月27日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年度研修部事業報告、平成20年度研修部事業計画(案)
3. 平成20年 3 月 1 日(土) 新入会員研修会
4. 平成20年 3 月 5 日(水) 土地境界鑑定講座
5. 平成20年 3 月 8 日(土) 南部、9 日(日) 北部 業務研修会
6. 土地家屋調査士CPDについて
7. 測量研修について
8. その他

第10回研究部会

日時 平成20年 3 月 6 日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 部長からの月次報告
2. 在宅研究の原稿収集から校正の対応
3. 次年度事業計画・予算等の協議
4. その他

第7回表示登記研究会

日時 平成20年 3 月 7 日 (木)

場所 法務局

- 議題 1. 報告事項・要望事項
2. 街区基準点について
3. 14条地図作成作業について
4. その他

支部長会議

日時 平成20年 3月 7日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成20年度事業計画への要望について
3. その他

場所 調査士会館

- 議題 1. 会館建設記念号について
2. 西山支部広報活動補助金について
3. 大学寄付講座講師
4. 次年度事業計画・予算
5. 第143号会報について
6. その他

表紙制度実行委員会

日時 平成20年 3月 7日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成20年度予算案
2. その他

第11回研修部会

日時 平成20年 3月26日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年度事業報告(案)について
3. 次回法学研修について(アンケート調査含む)
4. 測量研修について
5. 研修のポイント制について(CPD)
6. その他

オンライン申請促進PT会議

日時 平成20年 3月12日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 大阪会でのオンライン担当者会議から
京都ではどうするのか
2. 業務研修会の反省点
3. その他

総務部会

日時 平成20年 3月26日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成19年度事業の纏め(19年度の主な
テーマについて)
2. 平成20年度事業計画について
3. 平成20年度定時総会運営の件
4. その他

第11回常任理事会

日時 平成20年 3月12日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成20年度事業計画(案)について
3. 平成20年度予算(案)について
4. 亀岡市、南丹市より京都土地家屋調査
士名簿の提供依頼について
5. その他

ADR運営委員会

日時 平成20年 3月27日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 事業報告、次年度事業計画(案)、予
算計画(案)について(継続)
3. 事前相談期日・相談期日に申立人(相
談者)と相手方が同席して行うことの
可否
4. その他

業務部会

日時 平成20年 3月19日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 業務研修会の反省及び今後の課題【研
修を含む】について
3. 街区基準点のガイドブック【最終版】
の配布について

広報部会

日時 平成20年 3月19日 (水)

第1回地域慣習調査委員会

日時 平成20年 4月 2日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 25-2のデータ(DVD)配布時期の確認について
3. 当委員会と境界鑑定委員会とで共同購入した書籍の取扱いについて

第1回研究部会

日時 平成20年 4 月 2 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 在宅研究の冊子、配布時期他について
2. 理事会に際しての事業報告、計画・予算等について
3. 平成20年度無料表示登記相談会派遣員について
4. 付託案件の最終報告について

財務部会

日時 平成20年 4 月 9 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年度決算・事業報告について
3. 平成20年度予算・事業計画について
4. その他

綱紀委員会

日時 平成20年 4 月 9 日 (水)

場所 調査士会館

第1回ホームページ運営委員会

日時 平成20年 4 月11日 (金)

場所 調査士会館

- 議題 1. TOPページリニューアルについて
2. 会員名簿検索について
3. お知らせページ年度更新について
4. 研修会年度更新について
5. 各種用紙のダウンロード
6. Q & A ページ削除
7. 研修会DVDリストページの追加
8. アンケートフォームの設置
9. 補助者募集について

第1回常任理事会

日時 平成20年 4 月15日 (火)

場所 調査士会館

- 議題 1. 平成19年度事業報告承認の件
2. 平成19年度決算報告承認の件
3. 平成20年度事業計画案審議の件
4. 平成20年度予算案審議の件
5. 京都境界問題解決支援センター運営委員会規則変更案の件
6. 京都土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程一部改正(案)の件
7. 京都境界問題解決支援センター運営委員選任の件
8. (株)田中太工務店破産による今後の会館建設実行委員会のメンテナンスについて
9. 法務局に備え付けの街区基準点データについて
10. 京都市の街区基準点データについて
11. 日本土地家屋調査士会連合会からの回付文書について
12. その他

第1回表示登記研究会

日時 平成20年 4 月 1 7 日 (木)

場所 法務局会議室

- 議題 1. 報告事項・要望事項
2. 街区基準点について
3. 14条地図作成作業について
4. その他

第1回業務部会

日時 平成20年 4 月17日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 14条地図作成業務について
3. 地籍シンポジウム開催について
4. 包括承認の一覧をホームページに掲載する件
5. 街区基準点の平均図を見やすいように依頼する件

6. 嵯峨支部の支部長より5月10日の支部
総会時に研修会の依頼の件
7. 宇治市公共基準点のデータを入手した
件
8. 20年度主要事業について
9. その他

第2回地域慣習調査委員会

- 日時 平成20年5月7日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 25-2のデータ(DVD)配布時期の
再確認について
3. その他

第1回ADR運営委員会

- 日時 平成20年4月18日(金)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 調停4号における課題点の協議
3. 有料相談(6)が調停に回付された際
の事前承認と担当運営委員の確認

第2回研究部会

- 日時 平成20年5月7日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 在宅研究員との反省会、次年度の方向
について
3. 社会事業及び資料センターへの内容に
ついて
4. その他

理事会

- 日時 平成20年4月22日(火)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 平成19年度事業報告承認の件
3. 平成19年度決算報告承認の件
4. 業務及び会計監査報告
5. 平成20年度事業計画案審議の件
6. 平成20年度予算案審議の件
7. 京都境界問題解決支援センター運営委
員会規則変更(案)の件
8. 京都境界問題解決支援センター運営委
員選任の件
9. その他

綱紀委員会

- 日時 平成20年5月12日(月)
- 場所 調査士会館

第34回 調査士会・公嘱協会・京調政連事務連絡会

- 日時 平成20年5月14日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告連絡事項
2. 入札制度について
3. 地積測量図の作成について
4. 法第14条地図作成業務について
5. オンライン申請促進について

第1回総務部会

- 日時 平成20年4月23日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 平成20年度定時総会運営の件
3. 事務局職員採用の進め方について
4. その他

第2回常任理事会

- 日時 平成20年5月14日(水)
- 場所 調査士会館
- 議題 1. 報告事項
2. 定時総会の運営について
3. JFD土地家屋調査士法人からの質問
事項について
4. 地籍シンポジウムについて
5. 境界鑑定委員会より研修会開催日程に
ついて
6. その他

綱紀委員会

- 日時 平成20年4月24日(木)
- 場所 調査士会館

総務部会

日時 平成20年 5 月16日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 平成20年度定時総会運営の件（最終確認）
3. 事務局職員採用の進め方について（継続協議）
4. 職員就業規程見直しについて
5. その他

広報部会

日時 平成20年 5 月21日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告
2. 次回相談会（6/3）担当の確認
3. 行政評価事務所主催 相談会相談員
4. 会報143号について
5. 大毎広告、大広関西企画広告、建設タイムス
6. 20年度事業の計画
7. その他

ADR運営委員会

日時 平成20年 5 月30日 (金)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 正・副委員長（2名）の互選と各代行委員の選任について
3. 有料相談（9号）が調停に回付された際の事前承認と担当運営委員の確認について
4. 各委員の担当部署の配置について
5. 年間研修計画の作成について
6. 調停の担当運営委員の渉外経過の報告方法について
7. 京都弁護士会との関係（協働・協力）について
8. 京都市役所（市民相談センター）への申し入れに関して
9. 筆界特定室との会議開催と担当者の確認

10. 愛媛会への講師派遣要請について
11. センター運営に関しての相談員・調停員からの要望聴取について
12. 京都調停協会連合会との友好関係構築について
13. その他

第3回地域慣習調査委員会

日時 平成20年 6 月 4 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 大田國三元会員からの資料（京都市地図）寄附について
3. 福知山25-2 データ変換・登録等作業

第3回研究部会

日時 平成20年 6 月 4 日 (水)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 「地図混乱地域」の定義付け付託について（麻島副会長より）
3. 私的資料の寄贈システムについて
4. 今年度在宅研究の扱いについて
5. 地域慣習調査委員会の福知山支局データ整理協力
6. 本会無料相談会担当者決定

第3回広報部会

日時 平成20年 6 月19日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 次回相談会担当の確認
2. 会報143号について
3. 平成20年度事業執行について
4. その他

第3回業務部会

日時 平成20年 6 月19日 (木)

場所 調査士会館

- 議題 1. 報告事項
2. 地籍シンポジウムについて（広報部と合同で協議）

編集後記

今年の正月に妻と娘と私の3人でオーストラリアのポートダグラスに行ってきました。娘は、まだ1歳3ヶ月だったので機内の中で大丈夫かなと思っておりましたが、やはり興奮して大変でした。椅子の前から幼児用ベットが出せる席だったのですが、ベットで寝てくれたのはほんの2時間程度でした。

ポートダグラスは、グレートバリアリーフでダイビングをするための中心的なハーバータウンであり、ケアンズから車で1時間ほど北上したところにあります。すごーく田舎です。ホテルには隣接して6.4kmの長さをもつ4マイルビーチがあります。写真では、かなりきれいなのに実際は、水があまりきれいではなく、毒クラゲの発生により遊泳禁止となっていました。水がきれいじゃないのは、汚染されているわけではなく、熱帯雨林から流れてくる栄養たっぷりの水とグレートバリアリーフに囲まれた内海のためらしいです。

どうしてもきれいな海で泳ぎたいと思い、グレートバリアリーフにも行きました。ハーバーから約2時間高速クルーザーでポイントに到着です。そこには、クルーザーが停泊できるベースがあります。そこでは、ダイビングやシュノーケリングが楽しめます。私は、シュノーケリングをしました。海の中はかなり大きなサンゴだらけです。サンゴが成長してまるで樹木のように。期待どおり水はとっても透明です。ここまで来たら娘にも大海原を経験させてようと思い、赤ちゃん用の浮き輪を借りて一緒に泳いで見ました。泣いちゃうかなとも思いましたが、お風呂好きのせいかな笑いながら浮かんでいました。

たくさん遊んだおかげで帰りの機内では、3人ともぐっすり眠りました。なかなか頻繁には行けませんが、非日常を体験でき、心もリフレッシュできる旅行は、いいもんだなあと思っていました。

山腰昇士

京都土地家屋調査士 第143号

発行所 京都土地家屋調査士会©

〒604-0984

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439

T E L (075) 221-5520

F A X (075) 251-0520

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>

e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

GLONASS衛星との融合が、 地上のすべてを明らかにする。

世界初、トータルステーションとGPSの完全合体。
その進化はGLONASS衛星の捕捉で、さらに加速する。

ライカ スマートステーション®

トータルステーション (TPS) とGPS、そしてロシアのGLONASS衛星が新たな捕捉衛星として融合した「スマートステーション」。GPSのみでは困難であった安定測位を可能にしました。さらにTPS単体としても使用でき、都市部、森林、渓谷などあらゆる測量シーンに対応。高い測量精度に加え、すぐれた拡張性と汎用性に到達したハイエンドモデルです。

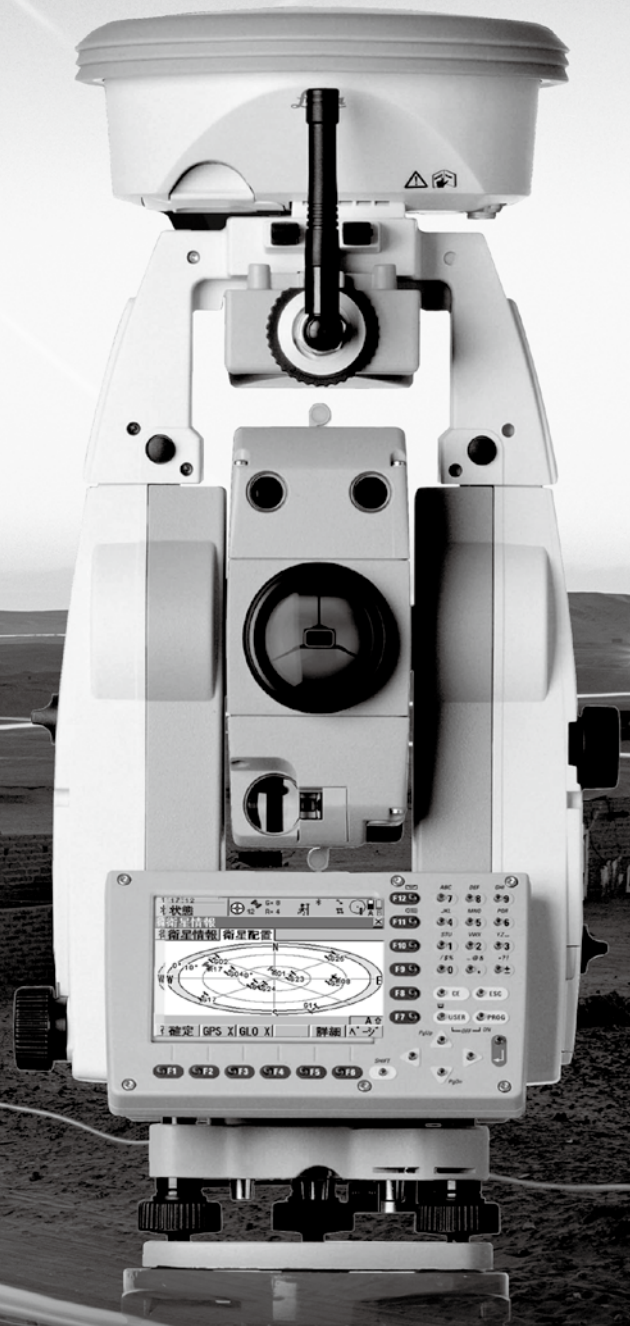


System 1200の進化、GNSS時代に備えて。

GNSSとは現状のGPSとGLONASS、そして今後打ち上げられるGPSの“L5”やEUの“ガリレオ”を含めた衛星測位 (航法) システムの総称です。System 1200シリーズのGLONASS対応は、このGNSSを見据えた進化のひとつです。

- GPS1200 / スマートローバーも同時にGLONASSのサポートを開始します。
- 既存のSystem1200 (GPS) 製品にはGNSS対応アップグレード (有料) をご用意しています。
- GLONASS対応モデルでもGLONASSの受信にはライセンスキー (有料) が必要です。

※アップグレードおよびライセンスキーの詳細は、弊社サポート担当または販売代理店まで。
※スマートステーションはライカ ジオシステムズ株式会社の登録商標です。



富田測量器株式会社

〒606-8351 京都市左京区二条通東山西入北側 Tel. 075-761-4105

ライカ ジオシステムズ株式会社

大阪支店 〒540-6131 大阪市中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871 Fax. 06-6910-5733
<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

FUKUI COMPUTER

Windows Vista™ 対応

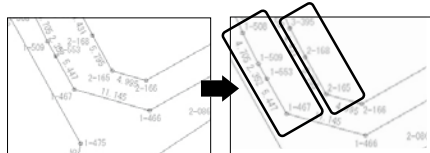
測量計算CADシステム ブルートレンドV

BLUEV
TREND
Ver.6新登場!

調査士業務の機能を向上し、
圧倒的にスピードUPさせます!

文字自動編集とアシスト

文字の重なりや引出し線の編集が、驚くほど簡単になりました。

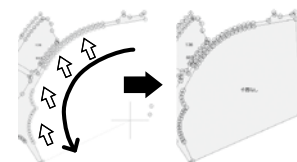


文字の重なり編集

文字の重なりを自動で移動修正。
状況に応じて引出線が表示されます。

インターフェイスの改善と操作性の向上

大量の手簿整理・複雑形状の地番登録などが効率よく行えます。



地番の自動追尾

なぞっていくだけで、隣接地番構成点を連続的に認識します。

「不動産調査報告書入力システム」との連携

「BLUETREND V」の各種情報から日本土地家屋調査士会連合会が提供する「不動産調査報告書入力システム」へのデータ連携が行えるようになりました。

宅地割りシミュレーション機能強化

道路移動時に区画も延長!
CADでの面積調整も自由自在。

福井コンピュータ株式会社 京都営業所
京都市下京区烏丸通り五条下大坂町396第3キョートビル2F
Tel.075-351-8320・Fax.075-351-8120

宅地割りプログラム無料体験版配布中!

●最新の情報、体験版の
ご請求はホームページで。

www.fukuicompu.co.jp



TREND
C&Y

GPS一体トータルステーション
世界測地系の測量も簡単・安心

世界測地系
オンライン申請にも対応

FUKUI
COMPUTER



BLUEV
TREND



スマートステーション

Leica
Geosystems

(世界初)



SOKKIA
SRX

完全リモートコントロール
ワンマン測量も可能



アズシステム株式会社

AZ SYSTEM CO., LTD.

〒603-8084 京都市北区上賀茂土門町4番地の3
TEL : 075-707-3600(代表) FAX : 075-707-3601
MAIL : info@az-system.co.jp
H P : <http://www.az-system.co.jp>



ポケット★ネオ
Pocket Neo
POCKET CONCEPT, HYBRID CONTROLLER

NTTドコモのスマートフォン「hTc Z」に搭載されたPocketNeoは、電子野帳の壁を越えた「ハイブリッド・コントローラ」！観測・写真・作図など、現場情報をとことんキャッチ。



街区基準点取付による一筆地測量

法的根拠の研究から、低コストでも品質を確保した成果作成ををご提案です。

PocketNeoでの一連の一筆地測量は、各工程での測量データ収集はもちろん、現地での使用街区基準点検や、境界点検観測をも搭載し、ダイレクトにWingNeoの測量成果 & 精度管理に連携します。



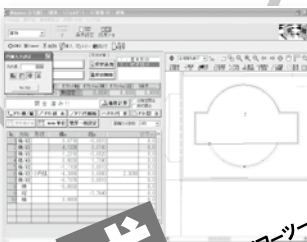
WingNeo5では、新ツール「WingFan! (ウィング★ファン)」が新登場！標準装備！

成果情報は、作るだけでなく、使う時代に。

データの長期保存を意識した「成果管理」にWingNeo5の登記成果品や、パソコンで従来管理していた調査に関する情報を格納。

事 事務所での情報円滑を担います！

ウィング★ファン!
Wing Fan!



成果作成の強力ツール「WingNeo」がバージョン5にリニューアル。

成果作成の強力ツール「WingNeo」がバージョン5にリニューアル。

測量CADの工夫はアイサンから生まれる。

成 果までのパワーツールを担います！

Network Land Surveyors System
WingNeo 5



アイサテクノロジー株式会社

大阪営業所 TEL:06-6943-6191 FAX:06-6943-6380
osaka@aisantec.com



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。（最長1年間）

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず

- 1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
- 2) 病気となり入院した場合に1泊2日からの入院を補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然的事故を補償します。

集団扱自動車保険

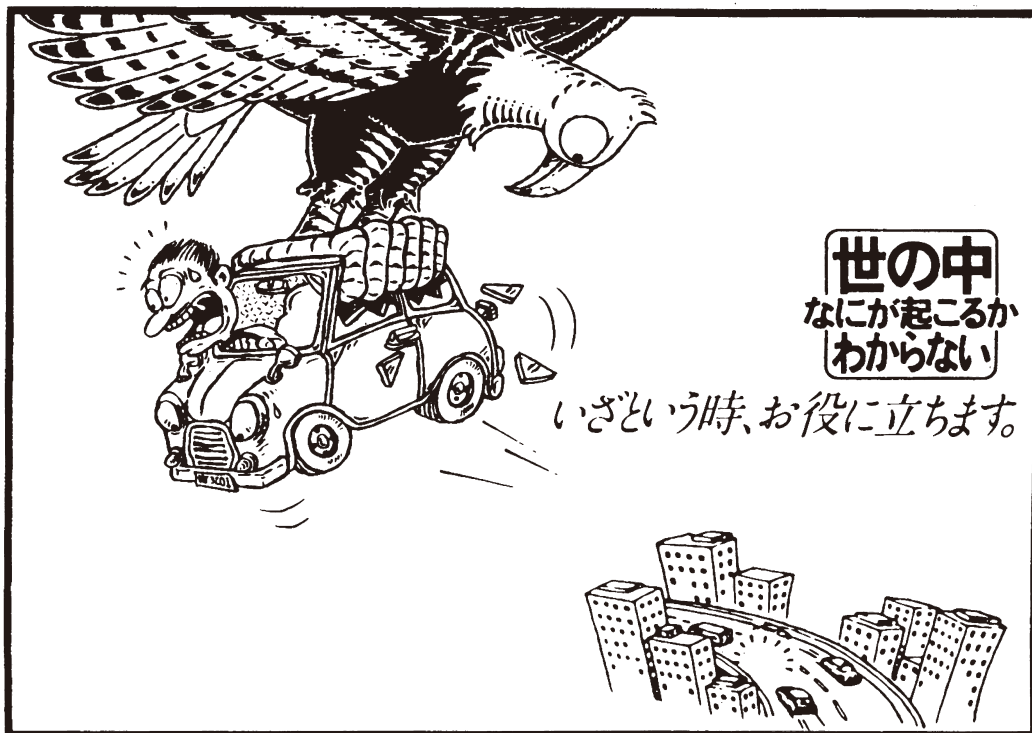
会員皆様の自動車もとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 **有限会社 桐栄サービス**

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL：03-5282-5166 FAX：03-5282-5166

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社迄お問い合わせをお願い致します。



あなたはもうご加入されましたか？ 日本土地家屋調査士会連合会共済会 土地家屋調査士賠償責任保険

この保険は、会員の皆様方が、安心して
業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉株式会社 **サンビンス**

〒605-0995
京都市東山区一橋野本町21番地1
TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
三井住友海上京都ビル3F
京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142



自動追尾・自動視準・ノンプリズム、全ての機能を備えたハイエンド標準機
GPT-9000Aシリーズ 新登場!



All-round

高速
自動追尾

自動視準
機能

ノンプリズム
測距
2000m

自動追尾パルスータルステーション

GPT-9000Aシリーズ

完全ケーブルレス・簡単セットアップ
通信モジュール内蔵一体型GNSS受信機。

固定局 完全ケーブルレス!
PacketRTKネットワーク!



固定局
スッキリ
装備

GNSS (GPS/GLONASS) 受信機

GR-2100Nシリーズ

株式会社 トプコン販売

本社 〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町75-1
TEL (03)5994-0671 FAX (03)5994-0672



コンピュータ・システム株式会社

〒602-8453 京都市上京区千本通今出川下ル西入ル
TEL 075-462-5411 FAX 075-464-2153
ISO9001 認証取得(測量機器の修理・業務用ソフトウェアの開発)